

令和5年 第4回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 5年12月 5日 開会

令和 5年12月 8日 閉会

大 樹 町 議 会

令和5年第4定回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月5日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 常任委員会報告
- 第 7 陳情第 2号 大樹小学校、大樹中学校のクーラー設置に関する陳情について
- 第 8 同意第 20号 大樹町教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 51号 大樹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第 52号 大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第 53号 大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第 54号 大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第 55号 大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第14 議案第 56号 大樹町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第 57号 大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第 58号 大樹町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第 59号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第18 議案第 60号 権利の放棄について
- 第19 議案第 61号 町道路線の廃止について
- 第20 議案第 62号 町道路線の認定について
- 第21 議案第 63号 令和5年度大樹町一般会計補正予算（第5号）について
- 第22 議案第 64号 令和5年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第23 議案第 65号 令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

- 第24 議案第 66号 令和5年度大樹町水道事業会計補正予算（第3号）について
 第25 議案第 67号 令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について
 第26 議案第 68号 令和5年度大樹町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○出席議員（12名）

1番 播間 章 浩	2番 寺 嶋 誠 一	3番 辻 本 正 雄
4番 吉 岡 信 弘	5番 西 山 弘 志	6番 船 戸 健 二
7番 杉 森 俊 行	8番 西 田 輝 樹	9番 安 田 清 之
10番 志 民 和 義	11番 菅 敏 範	12番 齊 藤 徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	黒 川 豊
副 町 長	松 木 義 行
総 務 課 長	吉 田 隆 広
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課参事	菅 浩 也
住 民 課 長	水 津 孝 一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	清 原 勝 利
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
保健福祉課参事	明日見 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	松 久 琢 磨
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
会計管理者兼出納課長	楠 本 正 樹
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧 田 護

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
学校教育課長兼学校給食センター所長	井 上 博 樹
社会教育課長兼図書館長	梅 津 雄 二

<農業委員会>

農業委員会長
農業委員会事務局長

穀内和夫
瀬尾裕信

<監査委員>

代表監査委員

北林博美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長
係長

佐藤弘康
木田悟史

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、令和5年第4回大樹町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において

3番	辻	本	正	雄	君
4番	吉	岡	信	弘	君
5番	西	山	弘	志	君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。
先の本会議において、議会運営委員会に付託した本定例会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員会委員長、安田清之君。

○安田議会運営委員長

去る11月27日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告申し上げます。

本定例会の付議事件は、陳情1件、同意1件、条例の一部改正8件、条例の制定1件、権利の放棄1件、町道路線の廃止1件、認定1件、補正予算6件であり、一般質問は7議員8項目であります。

これらの状況を考慮し検討した結果、会期は12月8日までの4日間とし、会期日程についてはお手元に配付したとおりであります。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われるようよろしくお願いを申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの4日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月5日から12月8日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より報告いたします。

佐藤議会事務局長。

○佐藤議会事務局長

それでは、第3回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定によります9月、10月、11月の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告をいただいております。

第2、一部事務組合議会等について。

令和5年第3回十勝圏複合事務組合議会定例会、令和5年第3回とかち広域消防事務組合議会定例会が11月27日、帯広市において開催され、議長が出席しております。

第3、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、提出をいただいております。

第4、委員会関係について。

総務常任委員会を2回、経済常任委員会を4回、広報広聴常任委員会を1回、議会運営委員会を2回開催してございます。

第5、会議関係、第6、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上、諸般報告を終わらせていただきます。

○議長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

黒川町長。

○黒川町長

令和5年10月11日開催の第4回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の高病原性鳥インフルエンザ確認及び対応につきましては、11月13日に町内でオオハクチョウが死んでいるとの通報があり、十勝総合振興局を通じて国立環境研究所で遺伝子検査を行った結果、11月22日に高病原性鳥インフルエンザウイルスであることが確認されました。

この結果により、環境省では、回収地点の半径10キロメートルの区域内を野鳥監視重点区域に指定し、北海道や町と連携し、監視の強化を図っているところであります。

町では、無線放送やホームページを通じて、町民へ状況の説明を行うとともに、情報提供についてお願いしているところであります。

2番目の褒章の伝達につきましては、長く統計調査員を務められた佐々木宏一氏に藍綬褒章が授与され、11月24日に伝達しております。

3番目の住民懇談会の開催につきましては、11月9日の生花行政区会館を皮切りに、17日まで6会場で住民懇談会を開催し、住民の皆さまからまちづくりに関して様々なご意見をいただいております。今後も継続して開催してまいりたいと考えております。

4番目の航空宇宙関係につきましては、10月11日、12日の両日、北海道宇宙サミットを開催し、道内外から多くの方に参加をいただいております。

5番目の入札執行関係につきましては、指名競争入札により工事請負契約8件、業務委託契約3件、物品購入契約1件、財産処分売払い1件、それぞれ記載のとおりの内容で締結しております。

6番目の地域プロジェクトマネージャーの任用につきましては、12月1日より1名の方を新たに任用しております。

7番目の人事関係、8番目のその他、来町者、会議出席等につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1番、優秀選手の派遣についてでございます。

第3回尚記杯争奪北海道4年生交流大会が10月21日、士別市にて開催され、野球少年団大樹ファイターズの選手、監督及び引率者を派遣しております。

2、子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございますが、南十勝長期宿泊体験交流協議会（STEP）による体験活動において、（1）主催事業は、日帰り体験活動やキャンプを4回、（2）大樹学、町内の受入事業では、町内小・中・高生の体験学習を8回、（3）町外からの受入事業では、豊頃町える夢キッズクラブのほか3回、（4）共催事業では、学童保育所や認定こども園の体験プログラムを5回、それぞれ記載のとおり行っております。

その他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

志民議員。

○志民和義議員

町長の行政報告につきまして、6番目の地域プロジェクトマネージャーの任用についてですが、この業務内容と、地域とどのように関わっていくのか、お伝え願います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

今回、地域プロジェクトマネージャーに任用しました後藤さんにつきましては、企画部門の補助ということでございまして、企画におきまして、これから山積している課題のサポートをしていただくということでお願いをしているところでございます。具体的に申しますと、脱炭素の取組、あるいはDXの取組、あるいは航空宇宙の取組も含めて、今後、国の補助金などの要請活動等々に企画書、書類を作成したり、計画をつくったり、企画系の補助をしていただくというのが主な内容ということでお願いをするところでございます。

○議 長

志民議員。

○志民和義議員

こういうマネージャーの方とか、あるいは地域おこし協力隊についてもそうなのですけども、身分としては地方公務員と理解してよろしいでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

身分としましては、一般職ではないのですけれども、会計年度任用職員という形で、地方

公務員ではありませんが、一般職ではない地方公務員ということになります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

大樹小学校、中学校の空調、まちの建築家あくていぶネット協同組合、この会社の代表者をまず教えをいただきたいのと、この会社はいつ指名願を出しているか、それから指名をされた経過も含めてお聞かせをいただきたいと思います。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

まず、あくていぶネットの代表者でございますけれども、代表理事として竹本泰之様という方が代表となっております。

指名競争入札に関しましては、令和5年、6年度の指名のほう、今年の2月いっぱいまで受け付けてまして、その中で出されてございます。

指名した経過でございますけれども、過去より設計の事業の量とか業務の内容によって、管内に発注するか、また広く門戸を広げて発注するかという部分で、今回の事業に関しましては、管内の事業者を指名するような形で考えてございます。従前から管内の事業者に関しましては、今回落札しました業者を含めて3社という形で指名させていただきまして、今回、そのような形で指名をさせている経過がございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

管内ということで指名をしたと。代表は竹本さんという方。協同組合ですから、複数の人数がいなければならない団体だろうと考えます。

2月まで受けた、指名願を出してすぐ指名ですよ、これ。1年も経過もしていない会社ですよ。今年2月でしょう、多分。違うの。そこら辺、経過が曖昧なのかと。今まで指名願を出して一度も指名をされない会社がたくさんあるのに、今年2月に出してすぐ指名をされると。これは何かがあるのか、実績が相当あるのか。何があつてこういう指名をしたのか。3者についても、どことどこ後で教えていただければ有り難いと思いますから、それは言いませんが、指名の仕方が、あれって議案を見たとき一瞬思ってしまったのです。今までの経過から見ると。ここに至った経過をお教えてください。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

今回、指名選考に入れた部分の経緯といたしましては、この事業者、かねてからうちのほうの指名願も出てまして、かねてから入札のほうにも参加していただいています。その中で、令和4年度、生花行政会館の建築の部分の設計の業務に関しまして、この事業者のほうで落札してという形になっておりますので、以前より実績等、町内のほうにも有していると。管内的な実績を見ましても、管内の自治体の入札のほうにも参加して落札されたりしてしますので、うちの中で、管内の状況を申しますと、指名選考で建築のほうで指名しているのが約18社ぐらいございます。その中で3件ほど町の実績を踏まえて入札に参加していただいているような状況でして、その1者としてはかなり有力な事業者かと捉えていまして、町のほうでは指名をさせていただいている形でございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

町が指名したのだから、優秀なのだろうと思いますが、あまり聞いたことのない会社でもありますし、まして組合という組織ですよ。これ、法律上は何も問題ないですが、多分、少なくともこの組合というのは、税制上も優遇されている会社になります。こういうものも踏まえてやはり指名をしていただかないと、民間企業と組合と問題が税法上も変わるわけですから、少なくともやはり地元を優先していただくというお願いをしなければいけないのだろうと思うのです。設計業務についても。やはり地元には設計業務やられる方がおられるのか、おられないのか、多分ないのだろうから指名したのだろうと思っておりますが、少なくともやはり地元の本籍を置いていただくような方策をお願いいたします。お金だけは持っていかれて、帯広の会社に税金がってしまうという形になりますので、ここら辺は町長、地元にも少なくとも登記をしてくださいと。そうすると、登記で利益が出れば必ず法人税が入るわけですから、ここら辺、僕はずっと思っているのです。現実的に指名するときは、大樹町に本拠地を置く、支店登記をしている会社でなければならぬという1項を入れていただくというお願いをしておきますので、検討していただければ、また聞きますので、ここら辺の町長のお考えを。法人税、これ全部そうなので、地元はいいですよ。よそのところ全部法人持ってないです、大樹に。これではうちの税収も持っていられるだけ。町民の税は帯広市に入るなり、札幌に入るなりということになりますので、そこら辺のお考えを一つお聞きしておきます。

○議 長

安田議員、要望に当たるので。（発言する者あり）それは後でまた、会期中に聞いてください。あくまでも経過に対する質疑なので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

なお、行政報告に対する一般質問の通告期限は、明日6日正午までとします。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第6 常任委員会報告

○議 長

日程第6 常任委員会の報告を行います。

委員長から順次報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、杉森俊行君。

○杉森総務常任委員長

それでは、総務常任委員会所管事務調査の報告を行います。

調査事件名は、公園の整備・管理状況についてであります。

本調査の目的は、町が今年度において、大樹町総合計画、都市計画マスタープランの策定を進め、みどりの基本計画の策定により、将来の都市公園の再編成等を含んだ配置の検討による整備や老朽化した公園施設の計画的な更新を見据えている。このような状況の中で、改めて当町の公園の管理と整備の状況を把握するとともに、中札内村や更別村に新設された公園施設を視察調査し、今後の当町における公園の整備と管理の方向性を探ることを目的としました。

令和5年8月18日に、中札内村で鉄道記念公園、道の駅の室内遊具施設、更別村でさらべつプレイランド、どんぐり公園の視察を実施しております。

なお、調査参加者は、記載のとおりであります。

調査内容は、町内の既存公園の遊具の設置状況、遊具の管理状況、近隣町村の新設公園の遊具の設置状況及び室内遊具施設の検証、町民からの要望であります。

調査報告については、報告書に記載してあるとおりでありますので、後ほどお目通しいただき、まとめについて報告いたします。

今回、中札内村、更別村の新設された公園を視察調査した。また、各課担当職員から既存公園の遊具等の状況や管理運営について聞き取り調査を行った。結果、町内の公園はすべからず遊具が老朽化し、撤去により数が少なくなり、公園自体の魅力がなくなっている。こうした公園が街中に散在しており、利用者様、特に子どもも見受けられない状況である。

これから策定される「みどりの基本計画」により、散在する公園の統合又は再整備が進み、さらに道の駅や交通公園など、町の中心部に魅力ある公園又は室内遊具施設を整備することで、街中店舗の利用など二次的効果が期待される。

大樹町の明るい未来のためにも、現在の人口が維持されることを前提で考えてほしいという若者たちの意見もあることから、公園の再整備には、子育て世代を中心に、高齢者の意見も積極的に取り入れるためのアンケート調査等を実施するなど様々な年齢層の意見を反映させることが望ましい。

以上、総務常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

引き続き、行政視察の報告を行います。

調査事件名は、津波避難施設の整備についてであります。

道内唯一の津波避難施設を調査し、今後の整備に向けた検討を目的とします。

令和5年9月20日から21日に、別海町役場、野付半島災害時避難施設、釧路市の知人急傾斜地管理通路を視察しました。

視察参加者は、常任委員会委員6名、事務局1名、町職員2名、計9名です。

調査報告ですが、施設場所における各調査結果については、記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただき、まとめについて報告いたします。

2021年12月に、国から日本海溝・千島海溝地震の被害想定が出され、マグニチュード9.3、最大震度7の最大クラスの地震が発生した場合、死者数は最大20万人、経済的被害額は最大約31兆円に上ると推計され、さらに2022年7月に北海道防災会議において、太平洋沿岸の各市町村の被害想定が発表され、最大クラスの地震が起きた場合、大樹町沿岸に到達する津波の高さは、12.6メートルから19.9メートル、到達時間は35分から39分とされ、深刻な人的・建物的被害が出ると発表されました。この津波によって大きな被害が出ると想定される地域は、旭浜と浜大樹行政区であり、人的被害の8割を占めている。このことから、この二つの地域に津波避難施設の整備が急務である。

これまで大樹町では、町主導により地震・津波避難訓練を水平避難で実施しているが、避難所までの移動が困難なケースも想定されることから、津波による被害を最小限に抑えるために垂直避難を可能にする津波避難タワー等を整備すべきである。

道内唯一の津波避難タワー、別海町の野付半島災害時避難施設を調査したことで、大樹町に必要とされる施設の概要がある程度想定できた。別海町の避難施設は、冬期間においては避難対象者数が極端に少なくなるが、大樹町の2地域においては、令和5年8月末で83世帯、196人が居住している状況で、また、津波の高さは別海町の2倍から3倍になる。昨今の資材費の高騰により事業費が増加すること、降雪時の対策が必要となることなど、大いに参考となった。津波避難タワーの避難スペースまでの経路では、手すりをつけ、階段の一段の高さを低くしたり、スロープにするなど、ユニバーサルデザインを取り入れ、さらに積雪による避難障害が生じないよう、屋根と側面シート等を設置するなどの対策が必要となる。停電時においては、非常灯が点灯し、避難タワーがどこにあるのか分かるような対策も必要である。

旭浜漁港、大樹漁港に設置している既存の避難階段についても、屋根と側面シート、照明等を設置し、降雪時や夜間の避難に支障が起きないような対策が必要である。

町が津波避難施設の整備を進めていく場合は、十分な期間を設けて、住民懇談会等で施設の概要と目的、事業費について、町民、特に地域住民の理解を得ることが必要であり、平常時の活用方法についても検討が必要である。

また、国の補助事業を活用し、町の支出を最低限に抑えるべきである。さらに、施設の

管理についても、地域の理解と協力を得られるように十分な協議を行い、地域防災の観点からも地域コミュニティ事業等を活用しながら、自助・共助・公助ができる体制を整備する必要がある。

以上、総務常任委員会の行政視察の報告を終わります。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、経済常任委員会委員長、志民和義君。

○志民経済常任委員長

それでは、経済常任委員会所管事務調査の報告を行います。

調査事件名は、観光客誘致のための施設の現状と在り方についてであります。

当町の観光資源である宇宙交流センターSORAと晩成温泉周辺施設について調査を行い、観光客誘致のための施設の現状と在り方について検討課題を明らかにすることを目的としました。

令和5年8月28日月曜日に、宇宙交流センターSORAと晩成温泉において関係機関担当課より説明を受け、その後、令和5年11月6日に晩成温泉周辺施設について継続調査を実施しております。

なお、調査参加者は、記載のとおりであります。

調査報告ですが、現況と課題については、報告書に記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただき、まとめについてご報告をいたします。

1、宇宙交流センターSORAについて。

旅行会社との業務提携による修学旅行生の受入れ等の旅行商品を進めていくためには、ガイドの増員と育成が課題であるが、本格的に取り組む2、3年後を目処にマニュアル等を作成し、適正な人員配置について進めていただきたい。

旅行商品では、体験するだけでなく、宇宙と関連付けて大樹町へのまちづくりに対する提案をもらうような目的となっているため、知名度と町内の経済効果につながる大変有効なアイデアだと判断できる。

施設では、模型やパネルに統一性がなく、内容の難しいパネルも見受けられるため、施設としての統一感、万人受けするような展示品にするように検討すべきである。

今後は、北海道スペースポートを活用した新たな観光コンテンツの企画が重要である。修学旅行生の受入れなどの体験型プログラムやツアーを検討していることもあり、「宇宙のまち大樹町」として観光客誘致の取組に期待したい。

2、晩成温泉周辺施設について。

晩成温泉については、屋外のバルコニー、浴室のガラス、温泉棟のすが漏りやサウナ室などの改修、旧浴場の解体など、早急を実施する必要がある。特に晩成温泉の特色である「海の見える温泉」を維持するためには、浴室のガラスの交換又は改修は急務である。

町として、今後10年間程度は現施設を改修して運営していく考えだが、目先の修繕による長寿命化だけではなく、観光地としてどうしたいのか、そしてどうしていくのか、将来的なビジョンが見えてこない。建て替えや移転を含む長期的な検討が必要である。

また、指定管理業務委託では、物価や保守点検費の高騰もあり、受託業者の負担が大きくなり、運営管理が困難となっている。町としての契約により、燃料等の高騰による費用の補填はされているが、状況に応じて委託費や入浴料の見直し、支援策を早急に検討し、補填費を利用者様負担に切り換えるべきである。そのためにも、町民の利用促進のために無料回数券の発行など、受託業者だけでなく町としても利用者様の増加に取り組むべきである。

晩成の宿については、今年度、外壁や屋根の修繕を行っているが、施設内の客室へのトイレやエアコンの設置、足腰の不自由な方や高齢者対策として、1階フロアに客室を増設するなど、利用者様の利便性の向上からも検討が必要である。また、宿泊費も設立当初からの設置条例により、近隣施設との乖離が大きく、早急に条例改正を検討するべきである。

キャンプ場については、入込客数がコロナ禍以前より増加している傾向にあったが、熊の出没等で閉鎖する期間もあり今後の大きな課題となった。町としても事故が起きてからでは遅いため、観光客の安全・安心を確保するためにも柵の設置を検討するべきである。

最後に、晩成温泉周辺施設の老朽化は著しく、一時的な修繕の長寿命化では10年間が目安と考える。ロケットZEROの打ち上げの際、晩成温泉が危険区域になる可能性は現時点ではないと確認できたが、今後、もっと大きなロケットの打上げや射場の拡大により危険区域に該当する可能性は否定できない。宇宙産業の取組と連動して現在の場所で行けるのか、街中に移転するかなど、状況に応じてまちづくりの方向性も変わってくる。将来的なビジョンを明確にし、第6期総合計画に向けて観光客誘致のための施設の在り方について検討が必要である。

以上、経済常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

引き続き、行政視察の報告を行います。

調査事件名は、官民連携による持続可能なまちづくりについてであります。

官民連携による持続可能なまちづくりの取組について調査・検討を目的としました。

令和5年10月16日から17日に、ニセコ町役場、株式会社ニセコまちを視察しました。

視察参加者は、経済常任委員会5名、事務局2名、計7名です。

調査報告ですが、視察場所における各調査結果については、記載のとおりでありますの

で、後ほどお目通しをいただき、まとめについてご報告をいたします。

ニセコ町は、「住民参加と情報共有」を町のあらゆる仕事を進めるうえでの基本ルールとした「まちづくり基本条例」を制定したことで、町民1人1人が自ら考え行動する、まちづくりの主体は町民であると考えている。町の「まちづくり町民講座」は、130回を超えて今なお必要に応じて開催され、さらに、気軽に町長や職員と懇談できる「まちづくりトーク」など、様々な議論の場が設けられている。当町でも、現在、実施している住民懇談会や町長と語る会など、町民との対話を重視する機会を増やし、世代や価値観を超えた共に支え合い活力あるまちづくりに期待したい。

また、環境モデル都市やSDGs未来都市に選定され、ニセコ町気候非常事態宣言を宣言するなど環境への配慮、意識が高い町であることを感じた。当町も木質ボイラーをはじめ、公共施設への再生可能エネルギーの導入や民間事業者による家畜ふん尿由来のバイオマス発電、大規模な太陽光発電などCO₂排出削減の取組が進められているが、さらなる脱炭素社会の構築を地域一体となって推進する必要があると考え、一般住宅における省エネ改修への補助の拡充を検討する必要がある。

「ニセコミライ」の取組では、官民連携により、民間企業ならではのスピード感、自由な発想や柔軟な対応ができています。行政では初期投資を抑えてしまう傾向にあるが、民間事業者であるので妥協せず、多少投資がかかっても思い切った取組ができています。当町でも、現在、SPACE COTAN株式会社が官民連携した形でスペースポートの整備事業が進められている。今後は、人を呼び、企業を誘致し、雇用を増進するために法令を整備し、用地確保・宿泊施設の誘致への対策は急務であると感じており、新たな官民連携したまちづくり会社の設立や知識や経験のある職員の採用についても検討する必要がある。

以上、経済常任委員会の行政視察の報告を終わります。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、常任委員会報告を終わります。

◎日程第7 陳情第2号

○議 長

日程第7 陳情第2号大樹小学校、大樹中学校のクーラー設置に関する陳情についてを議題といたします。

本陳情の内容については、お手元に配付したとおりであります。

この陳状の審査については、会議規則第94条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、所管の総務常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 同意第20号

○議長

日程第8 同意第20号大樹町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました同意第20号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、教育委員会委員の任命について、議会の同意をお願いするものであります。

最初に、議案の一部を朗読させていただきます。

大樹町教育委員会委員のうち、丹後恵氏は、令和5年12月21日をもって任期が満了するので、後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

後任は、引き続き丹後恵氏をお願いするもので、お住まいや生年月日は記載のとおりであります。

任期は、本年12月22日から令和9年12月21日までの4年間です。

丹後氏におかれましては、お人柄も温厚であり、幅広い視点から教育行政に対してご意見をいただける方として私どもも認めてございますので、今回ご提案申し上げたところでございます。

なお、議案下段に法律の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえご審議いただき、同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これをもって、報告の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

安田清之君。

○安田清之議員

任命については同意はいたしますけれども、第5条の関係でお聞きをしておきます。

教育長の任期は3年と書いてあるのです。委員の任期は4年。教育長は4年ではなかったのかと思うのですが、3年なのですか。教えてください。僕は4年という認識をしていたのですが。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまご質問いただきました教育委員会教育長の任期でございますが、過去には4年という時期が確かにございました。新教育委員制度に変わりました、教育長の任期は3年ということで規定されてございまして、これで間違いはございません。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

本案は、議会運営基準第99条の規定により、討論を省略します。

これより、同意第20号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第51号

○議 長

日程第9 議案第51号大樹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第51号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正をお願いするもので、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月に公布されたことから、本条例につきまして所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第51号大樹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

本条例は、個人番号、いわゆるマイナンバーの利用及び個人番号にひもづく個人情報の利用や提供に関し必要な事項を定めておりますが、国の関連する法律である行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月に交付されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

表中、第2条は、用語の定義について規定しておりますが、第5号に特定個人番号利用事務について、第6号に利用特定個人情報についてそれぞれ追加するものでございます。

次に、1ページ下段から2ページにかけて第4条でございしますが、第4条は個人番号の利用範囲や提供について規定しております。法律では、市町村が条例を定めることで、法律の趣旨以外でも個人番号やそれにひもづく個人情報を利用することが認められており、法律の別表第2で利用する機関ごとに第2の欄に利用可能な事務名を、第4の欄に利用可能な特定個人情報を規定してございます。今回の法律改正により、この別表第2が削除され、同表の第2欄に掲げる利用可能な各事務については、一括りに特定個人利用事務とし、第4欄の利用可能な特定個人情報については、一括りに利用特定個人情報として法律の第19条8号に規定がされてございます。この法律の改正に伴い、2ページの上段になりますが、本条例の第4条第1項及び同条第3項の改正前「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を、改正後「特定個人番号利用事務」に、同条第3項の改正前「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を改正後「当該利用特定個人情報」にそれぞれ改正するものでございます。

最後に附則でございしますが、法律の施行日が交付の日から起算して1年3か月を超えな

い範囲内において政令で定める日とされており、現在も施行日が定まっていないことから、本条例の施行日についても法律の施行日の日からと規定するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

何回か読んだのですが、意味が分からなかったのです。それで特定個人番号利用のマイナンバーの中でひもつきになる情報というのは、どういう具体的な情報なのか。それから特定情報の利用の個人情報というのがどういう人が対象になって明らかな利用ができるという条例だと思うのですが、そこら辺、具体的に教えていただきたいと思います。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

今ご質問の番号の利用の部分でございますが、一番分かりやすい例を言いますと、医療給付の部分で、町で助成金とかを交付している事業があるかと思えます。その際に身元の確認というのを、通常ですと免許証等で確認したりするのですけれども、これに関してマイナンバーを照会の確認事項として使っていいということになっていまして、まずそこが一つございます。あと、それにひもづきまして、マイナンバーのほうに生年月日とか住所、又は口座の履歴とか、そういった部分もございますので、そういった部分も利用可能だという規定をしてございまして、そういった部分の運用を条例に定めればしていいという形になっていきます。また、法律のほうではある程度その使える部分の項目について、各実施団体ごとに、どういった部分で使えるというのがそれぞれ明記されているような形となっております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

この個人ナンバー識別については、給付だとかに使うという、今、説明をいただきました。ただ、この中身についてどういうものが使えるかという提示が我々は見えない。この条例だけでは、口座まで見られるということなわけですよ、現実的には。今、総務課長が言ったのは、口座まで見られるということであれば、どういうものからどういうものまで町としては見る権限を持っているということをやはり住民にも知らせなければいけないだろうと

思うのです。これ、中身、ひもつきというか、国と連携をさせ、銀行も含めてあらゆるものが一体で見れるような情報源をしているのだと思うのですが、これに何の反論もありませんが、現実的に町がこれを今度識別するとき、町長の権限に基づいて流出等々の危機管理、どのようなことで進めていくのか。一番問題になるのは、これが盗まれてしまうと、全部が流出をすることになるのだと思うのです。現実的な預金もそう、土地もそう、何もそうとなっているのだと思います。銀行の口座までいけるのですから。この開くときに、どういう手順でどうやって危機管理をしていくのかというものを、教えをいただきたいと思います。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

今の件でございますが、今、実際、町のほうで確認としてマイナンバーを使っているのは、身元の確認ということで、氏名、住所、あと生年月日等が間違いないかどうかという部分でございまして、それ以外の部分については利用してません。また、それ以外の業務についても、町のほうでは利用してなくて、あくまで今、医療給付の部分で、重度障害とか乳幼児とか母子家庭の部分、医療費の部分に関しては、この条例のほうにも別紙で定めてまして、そういう部分には利用できるといううたい方をしております。

以上でございます。

○議 長

今のもう1点、危機管理について。

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議員おっしゃるように、このマイナンバーの部分に関しましては、口座情報とかそれ以外の部分、医療の部分の診療行為のところの部分等、履歴とかも管理する情報となっております。基本的には、照会できる部分に関しては、全てがうちの職員も見られるわけではなくて、そのひもづく部分に関してのみ見られると認識しておりますので、そういった部分に関しては、情報を管理して、外部に漏れることがないように、しっかり課長職を中心として危機管理をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

十分危機管理については、町長はじめ、総務課長含め担当課長がやっていくのだよと。これを開くときには、もう3回目なのでこれ以上やらないけれども、これを識別するときというか、個人情報を開くときには、どういう手順でこうやって開きますと、誰が開けますという危機管理的なものはやっているのか、やっていないのか。ただ交付するから、該当する人

の名前とあれだけしかやっていないと言っても、これは全部できる項目になっているわけです。だから、そこら辺をきちんと危機管理上しておかないとまずくないかという思いがあるので。このマニュアルを作るなり、しっかりお考えをいただきたいと。職員が開いてやるわけだから、この開くときにこういう手順でやるというマニュアルを作ったらいかがかなという、町側はやっているのだらうと思いますので、その部分だけもう1回。本当に個人情報なので、現実的には開くというのは町の職員以外は見れない。口座については、銀行は分かる。あらゆること。病院にかかっているのは病院が分かるということなので、病院でもマイナンバーをやったときに、担当課がこの人の口座どうだということに入っていけるのか、いけないのかという問題もあるのです、本当は。開くわけですから、個人の情報を。だから、そこら辺を含めて、危機管理上どのような手順でやっていくのか、お伺いをいたします。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

危機管理の部分での手順のことですが、履歴等については、担当者が見つないだときに、履歴というのは、今、手元に資料がなく確認はできませんけれども、担当者がその業務に携わるときに、必要な部分を見るときには、そのシステムを立ち上げる際に、何とこのですか、その担当者でないと開けないようなシステムになっておりますので、そういった部分では危機管理がなっているかと認識してございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第52号

○議 長

日程第10 議案第52号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第52号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするもので、令和5年度の人事院勧告を受けて、先月17日に国家公務員の給与法の一部改正が可決成立したことから、本条例につきまして所要の改正を行うものです。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第52号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、令和5年度の人事院勧告に基づき、先月17日に国家公務員の給与法の改正が可決成立されたことから、これに合わせて所要の改正をお願いするものでございます。

改正内容は、一般職高卒者の初任給を月額1万2,000円引き上げるなど、職員給料の俸給表の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の支給率を、一般職員については、それぞれ年0.05か月分、定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ年0.025か月分引き上げる改正等を行うものでございます。

改正条例は2条立てとなっており、第1条は、令和5年度の支給について必要な改正を行い、第2条では、令和6年度以降の支給にについて改正するものでございます。

それでは、改正内容について、表に沿ってご説明させていただきます。

まず第1条、大樹町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

表中、第12条について、職員の期末手当の支給率等を規定しており、まず同条第2項では、改正前、一般職員の支給率は100分の120で、6月、12月とも同率でしたが、改

正後は12月を0.05か月引き上げて100分の125とするものです。

次に、同条第4項では、改正前、定年前提任用短時間勤務職員の支給率は100分の67.5で、一般職員同様、6月、12月とも同率でした。改正後は12月の支給率を0.025か月引き上げて100分の70とするものでございます。

次に、1ページから2ページにかけまして、第13条は、職員の勤勉手当の支給率等を規定してございます。まず同条第2項では、改正前、一般職員の支給率は100分の100で、6月、12月ともに同率でしたが、改正後は12月の支給率を0.05か月引き上げて100分の105とするものです。

次に、同条第4項では、改正前、定年前提任用短時間勤務職員の支給率は100分の47.5で、一般職員同様6月、12月とも同率でしたが、改正後は12月の支給率を0.025か月引き上げて100分の50とするものでございます。

次に、2ページ下段から28ページ上段までは、職員の給料表である行政職1給料表、別表第1の1と行政職2給料表、別表第1の2の改正前と改正後の表となっております。今回の給料表の改定は、行政職1では、高卒新卒者は月額で約7.76%、1万2,000円の増、大卒新卒者は約5.94%、月額1万1,000円の増となっております。俸給表全体では、1級は平均3.54%の引上げで、課長職の級である6級は、平均0.45%、月額で1,200円程度の引上げとなっております。

行政職2も行政職1同様、1級の改定率が大きく、級が上がるにつれて改定率や改定額が小さい改定となっております。

次に、改正条例の2条をご説明いたしますので、28ページをお開き願います。

次に、第2条における改正は、令和6年度以降の期末勤勉手当の支給率を6月、12月とも同率にするために改正するものでございます。

第12条の期末手当では、第2項で一般職員の支給率を100分の122.5に改め、年の支給率を合計100分の245とするものです。

次に、同条第4項の定年前提任用短時間勤務職員は、6月、12月の支給率を100分の68.75とするものでございます。

次に、28ページから29ページにかけまして、第13条は、職員の勤勉手当の支給率等を規定してございます。第2項の第1号では、一般職員の支給率を100分の102.5に改め、年の合計支給率を100分の205にするものでございます。

次に、同条第2号の定年前提任用短時間勤務職員は、6月、12月の支給率を100分の48.75に改めるものでございます。

最後に附則でありますが、第1項の条例の施行日は公布の日からとし、第2条は令和6年4月1日から施行します。第2項では、本条例により改正された月額給料等は、令和5年4月1日から適用します。

第3項は、給与の内払について規定するものでございます。

以上で、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただ

きます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第52号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第53号

○議 長

日程第11 議案第53号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第53号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正をお願いするもので、議案第52号でお認めいただきましたとおり、一般職員の期末勤勉手当の支給率がそれぞれ改正され、期末手当と勤勉手当の支給率の合計が年間で4.5か月となりました。従前から特別職における期末手当の年間支給率につきましては、一般職員の期末手当と勤勉手当

の支給率の合計と同様としておりますので、本条例の改正をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第53号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正の概要でございますが、町長、副町長、教育長に支給する期末手当の支給率を一般職員の期末手当と勤勉手当を合わせた率と同様に100分の10、0.1か月分引き上げるもので、現在の4.4か月分を4.5か月分とするものでございます。

改正条例は2条立てとなっており、第1条は、令和5年度における期末手当の12月の支給率を、第2条は、令和6年度以降の同手当の支給率を改めるものでございます。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

改正条例の第1条、表中の第6条第2項は、期末手当の算定方法を規定しており、改正前の支給率は6月、12月それぞれ100分の220ですが、改正後は12月を100分の10、0.1か月引き上げ100分の230とするものでございます。

次に、改正条例の第2条では、第1条と同様に、表中の第6条第2項を改正するもので、第1条の改正により改正前の支給率は、6月、100分の220、12月、100分の230ですが、改正後は6月、12月、それぞれ100分の225とするものでございます。

最後に、2ページの附則になりますが、第1項で、この条例の施行日は公布の日とし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。

第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和5年4月1日から適用します。

第3項は、給与の内払について規定してございます。

以上で、大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第54号

○議 長

日程第12 議案第54号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第54号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正をお願いするもので、議案第53号でお認めいただきましたとおり、特別職の期末手当の支給率が改正されました。従前から議会議員における期末手当の支給率につきましては、特別職と同様としておりますので、本条例の改正についてご提案を申し上げます。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第54号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正の概要でございますが、議会議員に対する期末手当の支給率につきましては、従前から原則として特別職と同じ率としてきていることから、今回も同様に100分の10、0.1か月分引き上げるもので、現在の4.4か月分を4.5か月分とするものでござい

ます。

改正条例は2条立てとなっており、第1条は、令和5年度における期末手当の12月の支給率を、第2条は、令和6年度以降の同手当の支給率を改めるものでございます。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

改正条例の第1条の表中、第4条第2項は、期末手当の算定方法を規定しており、改正前の支給率は6月、12月それぞれ100分の220ですが、改正後は12月を100分の10、0.1か月引き上げ100分の230とするものです。

次の改正条例の第2条では、第1条と同様に、第6条第2項を改正するもので、第1条の改正により改正前の支給率は、6月、100分の220、12月、100分の230ですが、改正後は6月、12月、それぞれ100分の225とするものでございます。

最後に、2ページの附則になりますが、第1項で、この条例の施行日は公布の日とし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。

第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和5年4月1日から適用いたします。

第3項は、報酬の内払について規定してございます。

以上で、大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第55号

○議 長

日程第13 議案第55号大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第55号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正をお願いするもので、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月に公布されたことから、本条例につきまして所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第55号大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

今回の改正は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されることを受けて、所要の改正をお願いするものです。

それでは、条文に沿って説明いたします。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第15条第1項第2号は、認定こども園法第3条第9項が同条第10項に改正されたことを受けて、「同条第9項」を「同条第10項」に改めるものです。

次に、2ページ目にかかまして、第35条第3項は、市町村が従うべき基準とされている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことを受けて、条文中の「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数と」、」を削るものです。

次に、3ページ目にかかまして、第36条第3項は、第35条第3項と同様に、市町村が

従うべき基準とされている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことを受けて、条文中の「第6条第2項中」の後ろに、「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加えるものです。

附則ですが、本条例は、公布の日から施行します。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提出者から提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

ただいまご説明いただきました変更なのですが、具体的に条文の変更だけでは分からないところがあるのですが、具体的に町民としてどのようなメリット・デメリットがあるかお聞かせいただけますでしょうか。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

国の基準に合わせて町の基準を改正したものですので、具体的に町民のメリット・デメリットというのはなくて、例えばここで言う特別利用保育というのは、3歳以上のお子様を持っている家庭の方が、例えば就労してなくて、就労してないので入るとしたら幼稚園に入れるということになるのですけれども、その町に幼稚園がないですとか、幼稚園に定員の空きがないですとか、そういった場合に特別に保育所のほうに入所させるというのがこの特別利用保育という定義になっております。幸い大樹町の場合は、幼稚園部門と保育園部門と持っている認定こども園たいきという施設もありますので、大樹町においては、町民の方、お子様たちのメリット・デメリットというのは生じないかと感じているところです。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

二つ教えてください。特定教育・保育の定義というのは、今おっしゃったようなことでよろしいでしょうか。

それから、国は、従前お仕事していないお母さんの子どもについては、保育所を利用でき

ないということから、子ども真ん中何とかということで、お母さんのお仕事されていない人も保育所を利用できるという、そういうことがこれからなっていくと思われるのですが、そういうことも含んでこの特定教育・保育ということの考え方でよろしいのでしょうか。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

まず、特定教育というのは、いわゆる幼稚園のことです。特定保育というのは、保育所のことです。そして、今後、働いていないご家庭が保育園なりを利用できるかというところは、ここの基準にはまだ入っておりません。今のところは、いわゆる共働き家庭の方は保育園に入園できますが、お父さん、お母さんのどちらかが就労されていないという場合は、保育園の入所基準には合致しませんので、その場合は幼稚園のほうに入園していただくということにはなっています。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第55号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第56号から日程第16 議案第58号

○議 長

日程第14 議案第56号大樹町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてから日程第16 議案第58号大樹町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてまで、以上3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題となりました議案第56号から第58号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

大樹町水道事業の設置等に関する条例をはじめとして3件の条例では、議会の同意を要する賠償責任の免除について規定しておりますが、地方自治法の一部を改正する法律が本年5月に公布され、法律の条項等の追加により、各条例で引用する法律の条項にずれが生じることから改正を行うものであります。

議案第56号は大樹町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第57号は大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第58号は大樹町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

内容につきましては、建設水道課長及び町立病院事務長が説明いたしますので、ご審議のうへ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水道終末処理場長

それでは、議案第56号大樹町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、説明させていただきます。

今回の条例改正は、令和5年5月、地方自治法の一部を改正する法律の公布により、参照条例のずれを改めるものでございます。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

大樹町水道事業等の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除についての規定で、地方自治法を参照する条項番号を、改正前において「第243条の2の2第8項」から、改正後において「第243条の2の8第8項」とするものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

続きまして、議案第57号大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、条

文に沿いまして説明させていただきます。

大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

第4条は、議会の同意を要する賠償責任の免除についての規定で、地方自治法を参照する条項番号を、改正前の「第243条の2の2第8項」から、改正後の「第243条の2の8第8項」とするものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水道終末処理場長

続きまして、議案第58号大樹町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、説明させていただきます。

大樹町下水道事業等の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

第7条は、議会の同意を要する賠償責任の免除についての規定で、地方自治法を参照する条項番号を、「第243条の2の2第8項」から「第243条の2の8第8項」とするものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第56号大樹町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第57号大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第58号大樹町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第59号

○議 長

日程第17 議案第59号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第59号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定をお願いするもので、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月に交付されたことから、当町で関連する4件の条例につきまして所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第59号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明させていただきます。

本条例は、令和4年6月に刑法等の一部を改正する法律が公布され、改正された法律の一部に現行の懲役及び禁錮のそれぞれの刑を新たに拘禁刑を設けて単一化する改正が行われたことから、当町の条例において懲役及び禁錮の刑について規定されている条例について拘禁刑にそれぞれ改めるものでございます。

それでは、制定の内容を説明させていただきます。

第1条は、大樹町職員の給与に関する条例でございます。

第12条の2第3号及び第4号並びに第12条の3第1項第1号及び第3項第1号中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

改正される条項は、期末手当の支給制限や支給差止めの要件を規定しており、その要件の一つにこの定めがあるものでございます。

次に、第2条では、消防団員の欠格要件の一つに規定がございます。大樹町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものでございます。

第3条では、個人情報漏洩に対する罰則の規定があり、大樹町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を、また第4条では、前条と同様に罰則の規定があり、大樹町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正を、それぞれ条文中の「懲役」若しくは「禁錮」の規定を「拘禁刑」に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、第1項で条例の施行日を規定しておりますが、法律の施行日が公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、こ

の議案の上程日時点ではその施行日が定まっていないことから、本条例の施行日についても法律の施行日の日からと定めるものでございます。

第2項から第5項につきましては、本条例の施行前、又は施行後に行った行為に対する罰則等の取扱いについてそれぞれ定めるものでございます。

以上で、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第18 議案第60号

○議 長

日程第18 議案第60号権利の放棄についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

議案第60号権利の放棄について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回提案するのは、大樹町商工会が所有する大樹ショッピングセンターを生活協同組合コープさっぽろに譲渡したことで発生する当町分の補助金返還金に対する権利の放棄についてであります。

これまで、商工会、コープさっぽろ及び関係機関と協議を重ねてまいりましたが、町を含めて3者が協力・連携し、中心市街地の活性化を図ることが望ましく、町の補助金の返還を求めないことが得策と判断した次第であります。

それでは、議案を読み上げさせていただきます。

議案第60号権利の放棄について。

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めたい。

権利放棄の内容。

大樹町商工会が所有する大樹ショッピングセンターを生活協同組合コープさっぽろに譲渡したことで発生する平成13年度中心市街地等商店街・商業集積活性化事業補助金返還金のうち、大樹町に係る補助金返還金。

権利の相手方。

大樹町西本通98番地。

大樹町商工会会長、三浦祥嗣。

放棄する権利の額。

1,457万5,025円。

放棄の理由。

本町の商業拠点である大樹ショッピングセンターの有効活用及び地域住民の生活環境向上を図るため。

なお、議案下段に法律の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

このたび、コープさっぽろのほうでショッピングセンターの譲渡を受けていただいたということで、それなりに大樹町に根づいていただけるかというところで推測しているところではあるのですが、この契約の内容、譲渡して例えば転売の禁止だとか、譲渡禁止だとか、そういった契約の内容について確認させていただければと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

コープとの契約は、商工会とコープの契約になっておりまして、今ここに手元に写しはあるのですが、所有権の移転については、契約書の内容につきましては、物件のこと、それから負担金のこと、所有権の移転の関係、移転登記等ということでございます。特に転売のことに関して、この譲渡契約書には表記されてはおりません。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

商工会とコープさっぽろとの契約というところですので、すぐに転売とかはないと感じていますが、念のため確認させていただいたところです。

それと、その権利放棄にあたって、コープさっぽろと大樹町側でもこれまで協議されてきたかと思うのですが、その中で今後コープさっぽろが大樹町に根づいていくような取組だったり、今後の活動だったり、もし何かお聞きしている部分があれば教えていただければと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

今回のことが契機というわけでもないですが、コープと災害あるいはまちづくりに関しての包括連携協定というのを結ぼうということで、まだこれからなのですが、年内には結ぼうかという話を今、取り進めているところでありまして、コープとしましても地元の発展を願って連携をしていただけるということでございますので、今言われたようなことにもつながるかと思っていますのでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第61号から日程第20 議案第62号

○議 長

日程第19 議案第61号町道路線の廃止について、日程第20 議案第62号町道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題となりました議案第61号及び第62号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、町道路線の廃止と認定をお願いするものです。町道路線を延長する場合、従前は町道路線の変更として議会の議決を経ることによって進めてまいりましたが、以前より国から町道路線の起点又は終点若しくはそのいずれかが変更となる場合は、同じ路線名でも一旦路線を廃止し、改めて認定するよう通達があったことから、町道2路線の廃止と認定を合わせてお願いするものです。

初めに議案第61号ですが、本件につきましては、町道路線の廃止をお願いするもので、一つ目の美成7号支線は、本路線から現在整備を進めている北海道スペースポートのL-1射場まで道路の延長を計画しており、起点が現在の美成173番地2から浜大樹80番地に変更となることから廃止をお願いするものです。

次に、寿通2丁目線は、町営住宅寿団地の建設計画に伴い、道路の延長を計画しており、終点が現在の寿通2丁目45番地から寿通2丁目41番地1に変更となることから廃止するものでございます。

次に議案第62号ですが、本件につきましては町道路線の認定をお願いするもので、認定をお願いする2路線は、議案第61号で町道路線の廃止お願いした美成7号支線と寿通2丁目線であります。美成7号支線につきましては、起点が浜大樹80番地、終点が美成63

6番地、延長は1,840メートルであります。寿通2丁目線につきましては、起点が寿通2丁目26番地2、終点が寿通2丁目41番地1、延長は153.18メートルであります。

議案第61号の次のページにそれぞれの図面等を添付しておりますので、ご確認いただくとともに、内容をご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第61号町道路線の廃止についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第62号町道路線の認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

美成の道路なのですが、途中までまっすぐ行って、右に曲がったり左に曲がったりしているのですが、これは何か段差があるからこのような道路になっているのですか。そうでなかったら、まっすぐ通すということはできないでしょうか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分

○議 長

それでは、会議を続けます。

議案第62号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第63号

○議 長

日程第21 議案第63号令和5年度大樹町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第63号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町一般会計補正予算(第5号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ2億3,543万9,000円の追加と地方債の変更をそれぞれお願いするものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第63号令和5年度大樹町一般会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億3,543万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億237万8,000円とするとともに、地方債の変更を行うものでございます。

なお、今回の補正予算は、主に歳入では、普通交付税の交付額やふるさと納税の寄附額が当初予算を上回る見込みであることから、増額の補正などを行うとともに、歳出では、人事院勧告、人事異動などに伴う人件費の補正や産業、商業の振興を中心に各事業執行に必要な補正予算の計上をお願いするものです。また、事業費の確定による減額補正を併せて行うものでもあります。

最初に、資料で説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

議会費、議会運営経費、職員手当等で28万1,000円の増。財源は全て一般財源で、期末手当の支給率増に伴う予算の計上であります。

次に、4ページから5ページにかけてまして、総務費です。総務費全体で436万9,000円の増。

一般管理費、特別職給与、職員手当等で21万6,000円の増。財源は全て一般財源で、期末手当の支給率増に伴う予算の計上であります。

次に、一般職給与、給料及び職員手当等で1,555万7,000円の減。給料費は、人事院勧告に基づく月額給料の改定により、再任用職員給料の不足分を補正するものです。一般職の給料につきましても、人事院勧告により職員1人当たりの月額給料は増額となりますが、年度途中での退職や育児休暇を取得した職員等があり、当初予算の範囲内で収まることから予算は計上しておりません。次に、職員手当等ですが、大きな減額の要因は、市町村退職手当組合負担金で、退職年齢が段階的に65歳へ引き上げることとなる関係で、令和5年度から10年間、普通負担金が半減されたことから、1,803万3,000円の減となるものです。一方で、人事院勧告、人事異動や職員の扶養家族数の変更により、期末勤勉・扶養手当など予算の不足が見込まれる手当は、増額補正してございます。今回の補正予算では、本事業以外でも人件費の増額の補正をお願いしております。これ以降の各事業の人件費の補正につきましては、補正内容の説明を省略させていただきます。

次に、文書広報費、難視聴対策事業、役務費で17万6,000円の増。財源は全て一般財源で、地上デジタル放送受信設備において、共架している電柱の移設工事に伴い、光ケーブルの移設費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、企画費、企画調整推進事業、負担金、補助及び交付金で311万5,000円の増。財源は全て一般財源で、地域公共交通確保維持改善事業補助金について、令和4年10月から1年間の実績に基づく沿線自治体の負担額が十勝バスから示され、予算の不足分について計上をお願いするものです。

次に電子計算費、電算システム整備事業、委託料で46万8,000円の増。財源は全て

一般財源で、国が音頭を取り、進めている基幹業務システムの標準化・共通化について、後期高齢者システムなど四つの業務システムについて調査、分析する費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、諸費、街灯維持管理費、需用費で61万6,000円の増。財源は全て一般財源で、市街地に設置している街灯の故障が相次いでいることから、新たに10基分の修繕費用について予算の計上をお願いするものです。次に5ページに移りまして、簡易郵便局運営事業、共済費で2万円の増。財源は全て一般財源です。

次に、航空宇宙推進費、多目的航空公園管理運営事業、工事請負費で10万3,000円の減。事業費確定による減額です。次に、宇宙のまちづくり推進事業、委託料で8万4,000円の増。財源は全て特定財源、航空宇宙産業基地誘致対策基金繰入金で、ガバメントクラウドファンディングの返礼品のメニューの一つとした寄附者の名前入りの看板の作成設置について申込みがあり、北海道スペースポートに作成・設置する費用について予算の計上をお願いするものです。次に、北海道スペースポート整備事業、公有財産購入費と補償、補填及び賠償金で1,754万8,000円の増。財源は全て特定財源、航空宇宙産業基地誘致対策基金繰入金で、滑走路延伸に伴い、隣接する山林の土地購入費用754万8,000円と、同じく滑走路延伸に伴う北海道電力とNTT東日本の電柱撤去及び移設費用の補償金1,000万円について予算の計上をお願いするものです。

次に、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業、委託料で497万9,000円の増。財源は特定財源、社会保障税番号制度システム整備費補助金で、法律の改正により住民記録システムに戸籍に記載された氏名の振り仮名の追加や様式の変更などのシステム改修が必要なことから、予算の計上をお願いするものです。

次に、北海道知事・北海道議会議員選挙費、北海道知事・北海道議会議員選挙経費、報酬から使用料及び賃借料まで124万4,000円の減。次に、6ページに移りまして、大樹町長・大樹町議会議員選挙費、大樹町長・大樹町議会議員選挙経費、報酬から負担金、補助及び交付金まで594万9,000円の減。事業費確定による減額です。

次に、民生費です。民生費全体で280万1,000円の増。

発達支援センター費、発達支援センター運営費、給料から共済費まで172万8,000円の増。財源は特定財源、発達支援センター運営費負担金131万2,000円と、一般財源41万6,000円です。

次に、児童福祉施設費、児童保育一般経費、償還金、利子及び割引料で100万円の増。財源は全て一般財源で、出産子育て応援交付金の前年度分の実績確定により、超過交付分の返還金について予算の計上をお願いするものです。次に、町立認定こども園運営費、給料で7万3,000円の増。財源は全て一般財源です。

次に、6ページから7ページにかけて、衛生費です。衛生費全体で57万6,000円の増。

母子保健費、母子保健事業、償還金、利子及び割引料で19万1,000円の増。財源は

全て一般財源で、母子保健衛生費国庫補助金及び緊急風しん抗体検査等事業補助金の前年度分の実績確定により、超過交付分の返還金についてそれぞれ予算の計上をお願いするものです。

次に、7ページに移りまして、予防費、新型コロナウイルス対策事業、償還金、利子及び割引料で38万5,000円の増。財源は全て一般財源で、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う対策費国庫補助金及び負担金の前年度分の実績確定により、超過交付分の返還金についてそれぞれ予算の計上をお願いするものです。

次に、7ページから8ページ上段にかけてまして、農林水産業費です。農林水産業費全体で7,542万5,000円の増。

農業振興費、環境保全型農業直接支援対策事業、負担金、補助及び交付金で127万4,000円の増。財源は特定財源、環境保全型農業直接支援対策事業補助金95万5,000円と一般財源31万9,000円で、町内生産者の緑肥を活用した環境保全型農業の耕作面積が当初予定面積を上回ることから、予算の不足分を計上するものです。次に、麦・大豆生産技術向上事業、負担金、補助及び交付金で7,226万6,000円の増。財源は全て国道支出金、麦・大豆生産技術向上事業補助金で、国産麦、大豆について安定した供給量と品質を確保するため、営農技術や機械の導入等を支援し、生産基盤を強化するための国の補助金に対し、当町生産者の事業計画が採択となり補助内示を受けたことから予算の計上を行うものでございます。

次に、畜産振興費、各種団体育成事業、負担金、補助及び交付金で40万円の減。大樹町家畜まつりに対する助成金の事業費確定による減額です。

次に、牧場整備費、牧場管理運営費、工事請負費及び備品購入費で45万2,000円の減。

次に、牧場整備費、牧場作業用機械更新事業、備品購入費で282万2,000円の減。

次に、水産振興費、環境・生態系保全対策事業、負担金、補助及び交付金で23万8,000円の減。3事業ともに事業費確定による減額です。

次に、8ページに移りまして、秋さけ定置漁業緊急支援事業、負担金、補助及び交付金で579万7,000円の増。財源は全て一般財源で、本町の大宗漁業である秋さけ定置漁業が11月上旬に今年度の漁期が終了し、記録的な不漁となる中、さけ・ます増殖事業協会会費の負担が漁業者に重くのしかかることから、管内の自治体と連携し緊急的な支援としてこの会費分の補助について予算の計上をお願いするものでございます。

次に、漁港管理費、漁港施設維持管理費、事業費の増減はなく、財源の組替えを行うものでございます。

次に、商工費です。商工費全体で7,602万6,000円の増。

商工振興費、起業家等支援事業、負担金、補助及び交付金で363万6,000円の増。財源は全て一般財源で、町内で新たに起業する方に対し補助金を交付し支援する事業で、今年の9月の第3回町議会定例会でも増額の補正をお認めいただきましたが、新たな申請や

紹介などもあり、予算の不足が見込まれることから、予算の計上をお願いするものです。

次に、市街地開発推進費、市街地開発推進事業、償還金、利子及び割引料で3,530万2,000円の増。財源は全て特定財源、雑入、中心市街地等商店街・商業集積活性化事業補助金返還金で、先の議案第60号でお認めいただいた大樹ショッピングセンターの大樹町商工会からコープさっぽろへの譲渡に伴う国や北海道への補助金の返還分について予算の計上をお願いするものです。

次に、観光振興費、観光振興対策事業、負担金、補助及び交付金で18万8,000円の増。広域社団法人北海道観光振興機構が実施するナショナルサイクルルートトカプチ400を経費とした観光誘客事業の地域負担額が確定したことから、その負担額について予算の計上をお願いするものです。次に、ふるさと応援推進事業、役務費及び委託料で3,690万円の増。財源は全て特定財源、魅力あるまちづくり推進基金繰入金で、ふるさと納税の申込みが当初予算を上回る見込みで、返礼品などの経費についても予算の不足が生じることから計上するものでございます。

次に、8ページ下段から9ページ上段にかけて、土木費です。土木費全体で32万円の増。

都市計画総務費、都市計画一般管理費、報酬で2万6,000円の増。財源は全て一般財源で、みどりの基本計画策定の協議会委員の公募結果により当初予算の委員10名から13名とするため、報酬費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、住宅管理費、町営住宅維持管理費、給料及び共済費で29万4,000円の増。財源は全て一般財源です。

次に、消防費です。

災害対策費、戸建て住宅耐震診断及び耐震改修支援事業、負担金、補助及び交付金で66万円の減。事業費確定による減額です。

次に、9ページから10ページにかけて、教育費です。教育費全体で229万5,000円の増。

教育振興費、教育振興事業、事業費の増減はありません。

次に、学校管理費（小学校）、職員手当等から備品購入費まで170万3,000円の増。財源は、特定財源、学校保健特別対策事業費補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の各34万円と一般財源の102万3,000円で、備品購入費は来年度以降の学校における暑さ対策で、現在設計段階である空調設備の工事の完了までの間、スポットクーラーで対応するため、11台分の購入費用の予算の計上をお願いするものです。

次に、学校管理費（中学校）、備品購入費で80万5,000円の増。財源は特定財源、学校保健特別対策事業費補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の各34万円と一般財源の12万5,000円で、小学校と同様の理由によりスポットクーラー6台の購入費用の予算の計上をお願いするものです。

次に、社会教育総務費、社会教育委員会運営費、旅費及び役務費で27万6,000円の減。次に10ページに移りまして、高齢者教育推進事業、委託料で11万5,000円の減。

両事業とも、事業費確定による減額です。

次に、生涯学習センター費、生涯学習センター運営費で、給料及び共済費で8万9,000円の増。財源は全て一般財源です。

次に、図書館総務費、図書館管理運営費で給料及び共済費で8万9,000円の増。財源は全て一般財源です。

次に、諸支出金全体で7,400万6,000円の増。

事業会計繰出金、介護保険特別会計繰出金で18万円の増。

次に、特別会計出資及び補助金、病院事業補助金で2万6,000円の増。

次に、基金費、基金積立金、積立金で7,380万円の増。ふるさと納税額の歳入増に伴う基金への積立てでございます。

以上、合計補正額2億3,543万9,000円の増。財源は特定財源で、国道支出金が7,833万3,000円の増、その他が1億6,494万6,000円の増で、一般財源が784万円の減となるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額84億6,693万9,000円。補正額、1款議会費から13款諸支出金まで2億3,543万9,000円の増。補正後の歳出合計87億237万8,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額84億6,693万9,000円。補正額、11款地方交付税から22款町債まで2億3,543万9,000円の増。補正後の歳入合計87億237万8,000円となるものでございます。

次に、第2表、地方債補正を説明いたしますので、3ページをお開き願います。

内容は、地方債の変更であります。臨時財政対策事業債の借入額増により、臨時財政対策の限度額を230万9,000円増額し、1,930万9,000円に変更するもので、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

本件の審議にあたっては、同一議件に対する質疑を3回までとする会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入は一括して、これを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定したとおり、議事を進めます。

初めに、事項別明細書18ページ、19ページ、1款議会費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、18ページから21ページ、2款総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、20ページから23ページ、3款民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、22ページ、23ページ、4款衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、22ページから25ページ、6款農林水産業費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

23ページの1項農業費、3目農業振興費、18節負担金、補助について。麦・大豆生産技術向上事業補助金なのですが、この補助金を活用して、今後、町の大豆の作付面積拡大などにつながる可能性がある補助金なのかどうか。技術向上というと、どのような技術に活用するのかお聞きをしたいと思います。

○議 長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

この麦・大豆生産技術向上事業につきましては、国産の麦、大豆について安定した供給量、品質を確保するため、生産性向上のための営農技術の導入、それと機械の導入等を支援することにより、生産基盤を強化して安定供給の体制を図ることを目的とした補助金でございます。将来的には、やはり麦、大豆の生産向上になろうかという形でございます。

以上です。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

お聞きした、大豆の作付面積の関係のお答えがなかったのですが、今後こういう補助金の活用によって、大豆の生産面積が増えて、町で大豆の生産量が増えるという道筋があるものなのかどうかをお聞きしているのです。

○議長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

この補助金を活用して、機械の導入等の支援を行ってございますので、機械の導入を行って大豆の生産量も今後増えていくということは期待しているところでございます。

○議長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時27分

○議長

それでは、会議を再開いたします。

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

この麦・大豆生産技術向上事業につきましては、機械の導入の補助の支援を行ってございます。そして、機械を導入することによって生産技術が向上しますので、それによって作付面積等も今後増えていくという形で予測してございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次に、24ページ、25ページ、7款商工費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

7款1項18節起業家等支援事業363万6,000円、25ページ。これについて、やっ

ていることは町として素晴らしいことをやっているなど私は認識しておりますが。補助金をもらって、少なくとも店を開いていただいて、営業していただいて、町の集客等々も含めて町が支援していると認識しています。これ条項には多分ないのだと思いますが、支援をして、少なくとも店を開ける期間といえますか、日にち等々やはりやらないと、支援金をもらって店を開いても、営業をやっているのかやっていないのか分からないところもあるのかと。私の認識の中で間違っていれば申し訳ないと思いますが、やっているのだろうと思いますが、どうも営業をしていないところもある。これ、何日営業したらこういうことをするのだよと、やはり決め事が必要ではないかという認識を若干していきまして、開発とか何とかいろいろなこともあるでしょうが、やはり基準づくり、商店であれば週4日以上営業をしなかったら補助金を配付できないとか、何らかを規制しないと、店は作りました、営業はしております、補助金はいただきましたということの抜け穴になるのではないかという思いもありますので、ここら辺の町の考え方、一つ。支援することは反対しているわけではありませんので、やはり意思を持って店を開こう、起業を起こそうとしている方が、本当に何日、どうなのだろうという部分が目に余る部分もありますので、私が見ている限りでは週に1日、2日しか営業していないお店があったり、この基準づくりというのは必要ではないかと、町長、若干思うところがありまして、そこら辺の見解だけお聞かせをいただければ有り難いと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

起業家支援につきましては、制度発足から年数を重ねてまいりまして、2期、3期と来ていまして、改良を加えているところでございます。補助事業で入れた備品等々に関しては譲渡の制約というのは設けておりまして、5年以内に転売をする、あるいは処分をするという場合は補助金の返還です。それも1年目だと例えば80%、2年目は60%とか、そういう決めは細かく決めております。ただ、開業の確認というのは、基本的に行っております。補助金の交付決定をして、物を買ってお支払いをして、開業しましたというところに補助金を払うということになっております。開業したのだけれども、その後何だか開いてないというところまでは基準というものを設けていないのは現状でありまして、商店であれば見れば分かるところというのがあるのですが、例えば獣医師が個人で開業するとかというところだと、週に1回か2回しか出てないぞというのは、これはお客さんがいないせいなのか、自分が休んでいるせいなのか、分かりませんが、そういったところもありますので、今後においては、1年、2年、数年に限っては、実績報告みたいなものが必要かということは考えたいと思います。ペナルティーまでいくかどうかというのは別としまして、処分したらペナルティーはもう間違いないのですが、まだ今休んでいるのだと、体調悪くて休んでいるのだという場合もあるでしょうから、その辺は事情をお聞きしながら考えたいと思いますが、実績報告などというのは必要かと考えておりまして、今後考えてみたいと思っております。

す。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、8款土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、9款消防費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、26ページ、27ページ、10款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

27ページの小学校、中学校に設置をするスポットエアコンの関係なのですが、これは本物のというか、エアコンが設置をされるまでの事前の策だということでお聞きしています。エアコンが完備されたらこの分はほかに使う用途としては考えているのかどうか伺います。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼給食センター所長

今回、購入するための予算を計上させていただきましたスポットエアコンにつきましては、空調機が今後整備されれば、各エアコンのつかない教室も当然ありますので、そちらのほうで使いたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

若干関連をいたします。

つかないところがあるということは、つかないところがあるかということで、まず一つ。

それから、現実的に、今回予算で認めましたが、設計の関係やりましたが、つけないという形で発注をしているのか。僕は、1回目のときに、無駄なことはするのではないと言ったはず。それを踏まえてやってないのか、もうつけないで、前提で実施設計をさせているのか。これは問題になるのだと思うのです。そこら辺の検討はどのようにしたのか。

それから、もう一つ言ったのは、学校の夏休みの考えはあるのかと。これについては、学校といろいろと協議をしたいと思えますと教育長は答弁をしたはずでございます。だから、ここら辺もマッチをどのようにしてこれをつけるのだと出てきたのか。現実的には、つけないところへ持っていくという単純な話です。だから、やらないということだよ。やるのであれば、これは要らないわけでしょう、要は。道は、テレビだと思いました。間違っていたら申し訳ないと思うのが、道立については、窓につける簡易的なクーラーで行います。予算も二百何十かな、だと思いました。下の数字ははっきり出てませんが。

それから国の予算、国のほうは、予算計上がされているのか。僕が聞いた限りでは、3分の1ぐらいあるという話もちらっと聞いたのですが、ここら辺の実情も踏まえたうえでやっているのかどうか。補助金がないときの設計なり、施工なり、予算決めというのがあるのだと思うのですが、そうであれば、どういう形でどうするのか。今、同僚の菅議員が、どこへ持っていくのだと言ったら、つけないところへ持っていくという発想だったものですから、ではもうつけないのだと認識をしておりますので、教育長、そこら辺、もう少し端的にお願いを申し上げます。

それから、補助金の関係についても。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

エアコンの設置場所に関してでございます。学校のほうと、今後、児童生徒数の推移等も鑑みながら、学校として使用頻度のあるところでどこに必要かということ、学校と膝をつけ合わせながら相談をしたところでございます。その結果、全ての教室、特別教室を含めた全ての教室にはつけるという発想で設計は行ってございません。通常教室と使用頻度の高い特別教室、そこに限定をしてエアコンの設置を考えて、実施設計を今、進めているところであります。

そして、夏休みにつきましては、過日行いました校長会議のほうで、各学校の校長、教頭とも相談をしたところ、夏休みについて、やはり延長という形が学校としては望ましいと思うということで、その話を受けまして、夏休みを30日、冬休みを20日ということで、総日数は変わりませんが、暑さ対策の一環として、夏休みを次年度は5日間延ばすということで、今、学校のほうで1年間の令和6年度のスケジュールを立てているところであります。

それから、国の予算との関わりについては、井上課長のほうから話をさせていただきます。

以上でございます。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼給食センター所長

今回、今、実施設計を行っております、設置にあたっては、国のほうの補助も当然あるということでお聞きをして、それと過疎債を活用した場合、どちらが有利になるのかということも含めて検討してございます。その中で、一長一短あるのですが、今のところ過疎債を使ったほうが町にとって有利ではないかということで、過疎債を使う形で今進めているところで、検討しております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

過疎債使うということは、補助金もらって、残り分を過疎債使うということだよ。全部を過疎債でいくということではないでしょう。少なくとも3分の1なり国の助成があるので、あとの残りは過疎債を使って、税額の利子のあれでお借りをするというので、認識がいいのよね。全部ではないでしょう。そこだけ、もう1回。3回目になってしまうから。これ認識が間違っていたら困る。町長。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

この義務教育の補助につきましては、3分の1補助というルールがございまして、補正予算と、それから来年度当初予算、どちらも使えるということでございます。

それで、補正予算の場合は、現在1,500億円程度の、3分の1補助で1,500億円の予算が確保されたという情報をいただいておりますが、この補助の3分の1補助の補助裏といいますか、あと残りの3分の2につきましては、補正予算債を使いなさいということになっております。補正予算債は、後ほどの償還金の50%が補填されるという制度でございまして、有り難い制度ではあるのですが、新年度の当初予算でいきますと、私どもが過疎町村でありますので、3分の1の補助をいただきまして70%補填の過疎債も使えるということで、過疎債については100%つくかどうかというところがあるのですが、一長一短というのはそこでして、補正予算債でやれば100%つくはずなのです。ただ過疎債は枠配分なので、100%が95%になったり90%になったりする場合もあるのですが、過疎債を使わせていただこうかなと。仮に100%、100%ついたら、補正予算債で措置した場合は、大体自己負担が30%程度、過疎債を使った当初予算でいきますと、20%程度ということになりまして、過疎債の当初予算で手を挙げたいかなという検討をしているところでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

休み明けの夏休みの関係、勝毎にも若干出ていました。検討をしているとか、こうとかという話を。延ばしたところもあるのかと認識をしておりますが、先生方が言ったから、そのままいきますと。では、いつやるのと。これだけ暑くなってきて、これだけいろいろな、漁業を含めて温暖化の話になったときに、教育委員会としての機能を先生方の言ったまま、それなら5日間延ばしましょうとか、何らかの権限もあってもいいのかと。要は、任命権者は教育長なはずなので、大樹町の職員という先生方ですから、ここら辺はやはり行政として先生方をお願いをするときはお願いをすると。やはり子どもの命を守るための学校であるわけですから、その自覚は先生方も持っていて、少なくとも5日間ぐらいはやってみましょうかとかという意識はなかったのですか。今、従来のほうが楽ですからとか、来年の話ですよ。準備ができないわけがない。企業であれば、3か月で準備しているわけです。全然する気がないから、現状維持でやりますと言っているのだらうと。僕はそういう認識をせざるを得ないかと。本当にどうなのだろう。5日間でもそれでは延ばしましょうかとか、30日だったら35日でこうだよねという部分は、議論をもう少し深めて、やはり教育長としても威厳もお持ちいただいているのだらうと思いますが、もう立派な教育長ですから、先生方にしっかりと、やはり町の財政も鑑み、少なくともこれくらいのことにはやっていただきたいというぐらいは言っていたきたいなど、お願いにしておきます。答弁をくれとは言いません。本当はほしいところですが、これをやるといろいろ後に不都合な部分も出てくるでしょうから、しっかりとここら辺、今年が暑いからエアコンをつけたいのだと。来年、だから寒かったら、要はつけなくてもいいわけだから、そうしたら夏休みもそのままでもいいわけでしょう、要は。だから、そこら辺の議論をしっかりとお願いをしておきます。後でまた何かの機会がありましたら、この件、しっかりともう1回聞かせていただきますし、お願いをしておきます。答弁はよろしゅう……。しゃべりたい。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

申し訳ございません。先ほど私の言葉が足りませんでした。例年、夏休み、冬休みについては25日ずつの50日間でした。次年度につきましては、夏休みを5日延ばして30日、そして冬休みはしたがしまして5日減りまして20日、総数は変わらないのですが、夏季休業と冬季休業の日数については、そういったことで、夏休みを延ばし冬休みを短縮したという形で実施をしたいと思っているところでございます。

そして、リーダーシップを発揮してくれということでも力強いお言葉いただいたところでありますが、今回の件につきまして、法律でいきますと長期休業というのは設置者である教育委員会が決めるということになってございます。ただし、本町の学校管理規則の中では、日数を変えるときには、校長から教育委員会に申し出て教育長が認めるという条項があっ

たものでしたから、その管理規則にのっとして、形の上では校長のほうからこうしたいというように意見を私のところに寄せて、私が判断したという形を取ってございますが、安田議員言われましたとおり、子どもの健康を守るというのは教育委員会が第一の責任を持っていると思ってございますので、しっかりとエアコンも含め、この後リーダーシップを発揮して進めてまいりたいと思っております。

長々と大変失礼いたしました。以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、28ページ、29ページ、13款諸支出金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、事項別明細書14ページから17ページ、歳入全般についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、3ページ、第2表、地方債補正についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

最後に、歳入歳出全般についての確認漏れがあれば、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、議案第63号について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先の休憩前の会議の中で、第60条の権利放棄について、播間議員の質問に対し、長側の説明に訂正がありましたので、黒川町長より再度説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

議案第60号権利の放棄につきまして、先ほど質問いただきました内容で手元の資料を見て回答したのですが、見逃してしまったところがございます、訂正をさせていただきますと思います。

再譲渡の禁止条項は書いてあるのかと、契約書の中という部分で、記載はないとお答えしたのですが、よく見ますと第6条で、乙というのはコープでございます。乙は譲渡物件を大樹ショッピングセンターに供する建物にしなければならない。要は、ショッピングセンターとして使いなさいという規定がございます。それに対しまして、第7条で、それは耐用年数に相当する期間、指定用途、先ほどのショッピングセンターに使えるというのが指定用途なのですけれども、その指定用途に供するものとする。やむを得ない事情で甲乙が協議し、承認を得た場合はこの限りではないけれども、基本的にはショッピングセンターとして耐用年数があるうちは使いなさいという規定でございます。前条に定める指定用途に供する期間は、譲渡物件の所有権は第三者に譲渡し又は転売してはならないということは、耐用年数の間は譲渡してはならない。耐用年数は34年ということですので、令和17年までこの約束が有効であるということでございます。

訂正して、お詫び申し上げます。

○議 長

それでは、会議を続けます。

◎日程第22 議案第64号

○議長

日程第22 議案第64号令和5年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第64号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ18万円の追加であります。

内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第64号令和5年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ18万円を増額し、歳入歳出それぞれ7億4,626万7,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、3項介護認定審査会費、3目認定調査費、補正額18万円の増。最低賃金の改定に伴い、報酬及び共済費を増額しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額18万円の増。

次に、第1表 歳入歳出予算補正の歳出をご説明いたしますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額7億4,608万7,000円。補正額、1款総務費で18万円の増。補正後の歳出合計7億4,626万7,000円となるものです。

次に、歳入をご説明いたしますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額7億4,608万7,000円。補正額、6款繰入金で18万円の増。

補正後の歳入合計7億4,626万7,000円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

5ページ、備品購入、見守りシステム機械一式、これどういう……。次だ、ごめん。先にきていた。

○議 長

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第64号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第65号

○議 長

日程第23 議案第65号令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第65号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきまして、令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ1,652万4,000円の追加であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

牧田特別養護老人ホーム所長。

○牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第65号令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,652万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ4億2,652万4,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出。

2款1項ともに介護老人施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額1,652万4,000円の増。人事院勧告に基づき、大樹町職員の給与に関する条例を改正することに伴い、職員及び再任用職員の給与改定に要する給与費の増額によるもので、1節報酬で1万3,000円、2節給料で107万6,000円の増額をお願いするものでございます。また、北海道において実施する令和5年度介護ロボット導入支援事業費補助金を活用し、特別養護老人ホームコスモス苑に介護ロボット見守りシステムを整備するため、見守り支援システム機器一式の購入費用、通信環境、無線LANの設置工事費用、介護老人福祉施設管理システムとの連携費用を13節使用料及び賃借料に108万9,000円、14節工事請負費に374万円、17節備品購入費に1,060万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、6ページ、7ページの歳入をお開きください。

歳入。

4款1項1目ともに繰越金、補正額613万7,000円の増。

5款諸収入、2項1目ともに雑入、補正額1,038万7,000円の増。

説明に記載がありますとおり、介護ロボット導入支援事業費補助金の内示額を予算計上するものでございます。

次に、総括、5ページの歳出をお開きください。

歳出合計、補正前の額4億1,000万円。補正額、2款介護老人福祉施設事業費1,652万4,000円の増。計4億2,652万4,000円となります。

次に、総括、4ページの歳入をご覧ください。

歳入合計、補正前の額4億1,000万円。補正額、4款繰越金から5款諸収入までで1,652万4,000円の増。計4億2,652万4,000円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

見守り介護ロボットの機器を一式導入するということで了解するのですが、実際に導入するロボットがどんな働きをするのか。例えば字のごとく言ったら、ただ見守っている、何か安全を見守っているのか、何かを運ぶとか、介助をするとかという、その具体的内容について、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議 長

牧田特別養護老人ホーム所長。

○牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

導入する機器についてでございますが、見守りセンサー一式、その導入機器内訳ですが、見守りセンサーと言われる機器は、具体的には眠りSCANという商品になりますが、このセンサーはマットレスや敷布団の下に敷く板状のセンサーになりまして、こちらのセンサーで利用者様の心拍、呼吸、それから寝返り、そういった体動を検出しまして、利用者様の睡眠の状況、それから覚醒、目覚めですとか、起き上がり、それからベッドから離床した、そういった動作をセンサーが感知しまして、こちらの情報を端末にリアルタイムに表示するという品になってございます。そういったことで、利用者様の睡眠状態の確認をすることにより、特に夜間時なのですが、利用者様が寝ている間に定時の巡回をしていますが、定時の巡回時のときに利用者様が寝ているときにもおむつ交換とか、そういった作業を行っておりますが、利用者様の寝ている時間に介護サービスを行わないなど、そういった形でのサービスのケアの質の向上が図られるものという商品になっております。

以上で、機器の説明とさせていただきます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ロボットということだったので、一般的にチャカチャカ歩くロボットという認識でいたのですけれども、これはマットレスの下に敷くということは、板状のものです。それが夜間の利用者様の健康管理を担うと。だから、俗に言う動き回るロボットではなくて、夜間、寝ている間の健康状態の管理に使うものだという理解でよろしいですか。

○議 長

牧田特別養護老人ホーム所長。

○牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

議員おっしゃるとおり、介護ロボットというのもいろいろ種類がございまして、立ち上がり動作を補助するロボットの的なものですか、あと今の見守りセンサーという部分も、これはICT機器という部分で、体の寝ている睡眠の状況を確認できるセンサー類、そういったものですか、以前も入れてはいるのですが、介護職員の動作を補助するような機器というものもいろいろ様々なものがございまして、今回の見守りセンサー、介護ロボット導入支援事業の補助金対象になるものでございますので、イメージとしてはなかなかイメージしにくいかもしれませんが、介護ロボットというくくりではそういった商品になってございますので、ご理解ください。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今の関連ですけれども、これは特養50床、短期10床ですか、その入所者全員の対象と、全員分があるということよろしいですね。

○議 長

牧田特別養護老人ホーム所長。

○牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

今回導入する台数ですが、当初、短期入所者用の10床分も考えましたが、道の補助金のほうの該当が短期入所のほうは該当しないということで、老人ホームのベッド数50床分が上限ということになりますので、その上限いっぱいの50床を導入するというように考えております。

○議 長

ほかにありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

これを入れることによって、介護をされている方の負担がどのくらい減るのですか。見守りと言っていますが、コンピュータなのか何なのか、通知が来るのか、異変が起きたときどうなるのかという部分で、介護をされている方が少しでも負担が減る器具なのだろうと思うのですが、そこら辺はどうかお教えをいただきたいと思っております。

○議 長

牧田特別養護老人ホーム所長。

○牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

導入効果という点でございまして、今回導入する見守りセンサー導入により、ケアス

ーション、それから携帯端末、こちらのほうで手元で場所を選ばずに利用者様様の状態を確認することができるようになります。異常を検知した際に速やかに駆けつけることができるようになりますので、転倒事故を減らすことができるかと考えております。

先ほども申し上げましたが、睡眠状態の確認ができることで、訪室の、部屋を訪問する必要性、特に利用者様が寝ているときに部屋に入らない、そういったことが可能になりますので、寝ている利用者様を起こすことがなくなりますので、そういった部分でケアの質の向上、それから夜間帯に3回定期的に巡回しているのですが、そういった定期の巡回を減らすことにつながる可以考虑しております。そういったことで職員の負担軽減につながる考えております。

また、スタッフの労務環境の改善という部分ですけれども、居室で過ごす利用者様の状態を見える化することができますので、スタッフも適切な対応がしやすくなりますので、精神的な負担の軽減にもつながるといふふうに考えております。

また、センサーで記録した内容というのも記録に残りますので、何か利用者様の体調の異変があったときに、その記録を基に利用者様、家族様に対しても、そのときの経過というところをデータとして提供することができるので、利用者様に対するサービス向上にもつながっていくものと考えておりますので、ご理解ください。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

現実的にシステム入れることに反対はしないし、軽減もされるということも分かりました。現実的に横になって寝ているのだよね。それは理解ができないのだけれども、そのまま息を、亡くなった場合というのは、動いているとか温度計がついているとかということなのかな。現実的には寝ている感知をしているのだから、何らかの心臓、動きがなければ感知ができないのか、そのまま静かに寝たままになった場合、感知ができるのかどうか、そこら辺だけちょっと1点。静かになったとき分かんないのか、動いているときはいいにしても、静かにしていた場合どうなるか。そこら辺、言っている意味、分かるよね。

○議 長

牧田特別養護老人ホーム所長。

○牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

医療機器、精密機器になりますので詳しい内容というのも私は詳しくは説明できませんけれども、心拍、呼吸、それから体の動き、寝返りとかそういったところの動作を検知しますので、仮に呼吸数が減少しているとか、それから心拍数も同じように減少しているとか、そういったところを感知して、特に看取り期の状態というのは、本当終末期ですから、本当にそういう数が減っていくというところで、そういったところを数字として察知できますので、看取り者のところ、利用者様のところを訪室して亡くなっていたというところが、訪室時にはなく、こちらのセンサーを通じて知り得るといふことになりますので

で、そういったところで職員のほうの精神的ストレスの緩和というところにはつながっていくものと考えております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第66号

○議 長

日程第24 議案第66号令和5年度大樹町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第66号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町水道事業会計補正予算(第3号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を4,499万8,000円に改め、収益的支出を5,000円増額するものです。第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を2億7,39

3万4,000円に改め、資本的支出を6万2,000円増額するものです。第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を改めるものです。

内容につきましては、建設水道課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第66号令和5年度大樹町水道事業会計補正予算（第3号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和5年度大樹町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度大樹町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文括弧書き中「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額4,499万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,499万3,000円で補填するものとする。」を「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額4,499万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,499万8,000円で補填するものとする。」に改め、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費用、第1項営業費用ともに、既決予定額から補正予定額5,000円増額し、水道事業費用を5,325万2,000円にするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,387万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億7,387万2,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,393万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億7,393万4,000円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款資本的支出、第1項建設改良費ともに、既決予定額から補正予定額6万2,000円増額し、資本的支出を4億3,348万8,000円にするものでございます。

次のページをお開きください。

第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

この条文は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費について、既決予定額から補正予定額6万7,000円増額し、2,956万2,000円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部です。

1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費、5,000円の増。こちらでは、人事院

勧告に伴う人件費の見込み増による予算の不足が見込まれることから、事務職員2名分の給料の増額をお願いするものです。

続いて、6ページ、7ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入の部です。

損益勘定留保資金ほか、補正予定額5,000円の増。収益的収入額が収益的支出額に不足するため、その補填財源といたしまして過年度分損益勘定留保資金の増額をお願いするものです。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出の部でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産取得費ともに、補正予定額6万2,000円の増。こちらでは、人事院勧告に伴う人件費見込み増により予算の不足が見込まれることから、技術職員1名分の給料と職員手当の増額補正をお願いするものです。

続いて、10ページ、11ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入の部です。

損益勘定留保資金ほか、補正予定額6万2,000円の増。資本的収入額が資本的支出額に不足するため、その補填財源といたしまして過年度分損益勘定留保資金の増額補正をお願いするものとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第67号

○議 長

日程第25 議案第67号令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第67号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入、支出ともに7万8,000円の増額。第3条の資本的収入及び支出では、収入、支出ともに5万2,000円を減額するものです。

内容につきましては、町立病院事務長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、議案第67号令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条、令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款病院事業収益及び支出の第1款病院事業費用ともに既決予定額から補正予定額7万8,000円を増額し、計11億2,439万8,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入は、第1款資本的収入、既決予定額から補正予定額5万2,000円を減額し、計6,671万円に、支出は、第1款資本的支出、既決予定額から補正予定額5万2,000円を減額し、計6,806万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明させていただきますので、9ページ、10

ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、2 目材料費で36万6,000円の減。

3 目経費で139万2,000円の増。6 目研究研修費で102万6,000円の減。3 目の経費における予算不足を目間調整するものですが、主な要因としましては、修繕費の建物では、経年劣化によります給湯ポンプ3基の取替えを要すること、医療機器につきましては、X線透視撮影装置、バリウム検査装置の基盤交換や薬用保冷庫の冷却装置部分の交換修繕が高額であったことから、3 目経費の予算額を増額調整するものでございます。

次に、2 項医業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費で7万8,000円の増。病院事業債は、5年ごとの利率見直し、元利均等返済により借り入れておりますが、平成24年度の医師住宅建設事業に関わります11年目から15年目までの償還利率が0.01%から0.3%に見直しとなったことにより、企業債利息を増額するものでございます。

戻りまして、7ページ、8ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1 款病院事業収益、2 項医業外収益、2 目他会計負担金で7万8,000円の増。企業債利息の増に伴い、一般会計からの負担金を増額するものでございます。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1 款資本的支出、2 項企業債償還金、1 目企業債元金償還金で5万2,000円の減。病院事業債の償還利率見直しに伴いまして、元金償還金を減額するものでございます。

戻りまして、11ページ、12ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1 款資本的収入、1 項1 目ともに一般会計負担金で5万2,000円の減。企業債元金償還金の減に伴いまして、一般会計からの負担金を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第68号

○議 長

日程第26 議案第68号令和5年度大樹町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第68号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町下水道事業会計補正予算(第3号)をお願いするもので、第2条の収益的支出において、支出を2万8,000円追加するものです。第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、当年度分損益勘定留保資金から補填する額を1億2,842万7,000円に改めるとともに、資本的支出を5万9,000円追加するものです。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第68号令和5年度大樹町下水道事業会計補正予算(第3号)について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和5年度大樹町下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度大樹町下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用ともに、既決予定額から補正予定額2万8,000円増額し、下水道事業費用を3億2,387万7,000円にするものとございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,836万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億2,836万8,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,842万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億2,842万7,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款資本的支出、第1項建設改良費ともに、既決予定額から補正予定額5万9,000円増額し、資本的支出額を1億6,971万2,000円にするものとございます。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

この条文は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費について既決予定額から補正予定額8万7,000円を増額し、1,496万4,000円に改めるものとございます。

内容につきまして、事項別明細書にて説明させていただきますので、6ページ、7ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部です。

1款下水道事業費用、1項営業費用、4目総係費ともに、補正予算額2万8,000円の増。人事院勧告に伴う人件費見込み増により予算不足が見込まれることから、事務職員1名分の給料の増額補正をお願いするものです。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

資本的収入及び支出、支出の部です。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目公共下水道建設費ともに、補正予算額5万9,000円の増。こちらにおいても人事院勧告に伴う人件費見込み増により予算の不足が見込まれることから、技術職員1名分の給料の増額補正をお願いするものです。

続いて、8ページ、9ページをお開きください。

資本的収入及び支出、収入の部です。

損益勘定留保資金ほか、補正予定額5万9,000円の増。資本的収入額が資本的支出額に不足するため、その補填財源といたしまして、当年度分損益勘定留保資金の増額補正をお願いするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第68号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長

これをもって、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日6日は休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日6日は、休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時55分

令和5年第4回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月7日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 播間章治	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	黒川豊
副町長	松木義行
総務課長	吉田隆広
総務課参事	杉山佳行
企画商工課参事	菅浩也
住民課長	水津孝一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	清原勝利
保健福祉課参事	瀬尾さとみ
保健福祉課参事	明日見由香
農林水産課長兼町営牧場長	松久琢磨
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥純一
会計管理者兼出納課長	楠本正樹
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧田護

<教育委員会>

教育長	沼田拓己
学校教育課長兼学校給食センター所長	井上博樹

社会教育課長兼図書館長

梅 津 雄 二

<農業委員会>

農業委員長

穀 内 和 夫

農業委員会事務局長

瀬 尾 裕 信

<監査委員>

代表監査委員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長

佐 藤 弘 康

主 事

奥 野 美 咲

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

6番 船戸健二君
7番 杉森俊行君
8番 西田輝樹君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
先に質問の通告がありましたので、これより、順次発言を許します。
初めに、5番、西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、先に通告しております無縁墓の対策について、町長にお伺いします。よろしく
お願いします。

町内には、町が管理する墓地が11か所があり、そのうち使用料のかかる大樹、開進、尾
田墓園については、令和3年度に使用状況が調査され、3か所合計1,847区画あり、そ
のうち38区画において無縁墓となっていることが判明いたしました。

そこで、次の点について町長に伺います。

- 1、近年の管理状況について（使用件数、返還数、無縁墓の件数）。
- 2、無縁墓の取扱いについて質問します。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

西山議員ご質問の「無縁墓の対策について」お答えをいたします。

- 1点目の「近年の管理状況」につきましては、使用料を頂いております、大樹、開進、尾

田墓園の3か所38区画の無縁墓について管理状況を調査しましたので、本年10月末時点の内容でお答えをいたします。

使用変更件数14区画、返還件数0区画、無縁墓24区画となっており、無縁墓のうち11区画は更地のままです。残り13区画については来年も引き続き縁故者の調査を行います。

2点目の「無縁墓の取扱い」につきましては、今年度より無縁墓38区画のうち更地の11区画を除いて27区画の現在使用している方に対して役場に連絡いただけるように立て看板を設置しました。この結果、現在の使用者から連絡を受けたのが14件あり、看板設置で一定の効果がありましたので、来年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。

○議長 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

当町には墓地条例に定めた11か所の墓地があり、そのうち大樹、開進、尾田墓園の3か所は使用料を定め、使用を認めている。令和3年度、状況実施、3か所で1,847区画のうち984区画が利用され、利用率は53.3%、その中38区画が継承者、縁故者、利用者不明で、いわゆる無縁墓になっているわけです。近年の管理状況ですが、令和5年度の使用状況について、使用件数が何件あるということになるか。

○議長 長

水津住民課長。

○水津住民課長

令和5年度10月末時点の使用件数になりますけれども、大樹墓園で765件、それから開進墓園で110件、尾田墓園で62件の合計937件となっております。

○議長 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

前に説明を受けたときに、今、合計で937と言われたのですね、間違いない。ところが、3年のときのあれでは984という数字が出ているのですが、数字が違っているのではないかと思います。その内容をお伺いします。

○議長 長

水津住民課長。

○水津住民課長

今お答えしたのが令和5年度10月末時点の現在の数字でございます。3年度と少し乖離がございます。

○議長 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ということは、かなり使用数が減ったということですよね。

それと、返還件数0ということなのですが、これ例えば3年ではなく、例えば分かれば5年間でどれくらいあったかを知りたいのですが。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

年度ごとで説明させていただきますが、令和5年度の10月現在までの返還数については21件、それと令和4年度では25件、3年度では44件となっております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

分かりました。ということは、ゼロではなく、返還率はあったということですね。

それと、そこでまた一つ。新規使用者の数をお願いします。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

失礼しました。開始の件数でございますが、令和5年度で1件、令和4年度で2件、令和3年度で0件でございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

今朝もらったもので、答弁書を。少し前後するかもしれませんが、この無縁墓、立て看板や何かをやって、かなり減って、現在11が分からないということですよね。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

無縁墓、連絡が取れない墓については全体で24件ありまして、11件が更地で13件がまだ連絡の取れない数字となっております。11足す13で、合計24件が現在無縁墓となっております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、その更地になっている場所、これはお骨が中で眠っていると考えてよろしいでしょうか。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

この11件の更地でございますが、将来お墓を建てようと思って、ただ土地だけを現在借りている状況で、お骨は入っていません。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、2番目にいきたいと思います。継承者や縁故者がいなくなってしまった、いわゆる無縁墓の取扱いについてですが、札幌市の墓園、約5万区画あり、そのうち約1万区画が利用者不明、無縁が増加していると報道されていたのです。そこでですが、大樹町の墓園条例はいつつくられたのかお聞きします。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

申し訳ございません。条例のほうを持ってきていなかったもので、後ほどお答えしたいと思います。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

後からお願いします。

それで、町の墓地条例では、第9条墓地の使用上の管理及び制限について、第14条使用者の取消し、条件に違反した場合は、具体的に町はどのような処置を取ってきたのか、また今までどのような違反があったかお聞きします。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

違反の関係でございますが、現状、私が知る限りでは、違反の罰則とかはないというふう
に認識してございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、この第15条に代理人の業務とあります。そこで使用者が許可を受け、亡くなられた場合、新たな使用者を届け出る決まりになっている、こういうことになっているのですが、使用者が町外に住所を移転するときは、町内にお住いの方の代理人を定め、連署をもって町に届け出るとあるのですが、町内に居住者がお願いしたくてもいない場合、こういう場合はどのような対応すればいいのか、お聞きしたい。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

代理人の関係でございますが、町内に縁のある方がいらっしゃらないという場合でも、例えば帯広で住所を有している方に管理を代理人として定めたとした場合でも、帯広の方の住所でも連絡が取れるような状況であれば問題ないというように認識しております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それではあれですね、大樹町に住んでない方でもいいということですね。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

連絡が取れるような状況であれば、管理をしていただけるので、問題ないというふうに認識しております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

分かりました。

それで、第14条の3項、使用者の所在が不明となって、10年を経過したとあります。その10年経過したお墓は幾つあるのか。それと、どのような対策を取るのか、10年過ぎた場合、それをお聞きします。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

申し訳ございません。10年経過したという部分については、数字を押さえておりません。ですが、立て看板など今年から設置して、使用者については調査しているところで、来年度についても繰り返し看板の設置をして、使用者の再確認のほうをしていきたいと考えてございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、これから将来を考えて質問なのですが、やはりこのままで、無縁墓というか無縁化が進む、またそれが放置される可能性が出てくると私は思うのです。少子高齢化が進んでいくということは、イコールそれにつながると私は考えるのですが、今後、この状況をどのように処理していくというか、これからの目標があればお願いしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

議員ご指摘のように、少子化によりまして地元子どもがいない方というのが段々増えてきて、墓の管理もままならないという方が多いかと思えます。通常は墓じまいをされて処分されるのが一番望ましいですが、そのままになっているという状況も多々見られるかと思えます。近年そういう場合が多くなってきておりまして、町としましても担当課のほうで看板を設置し、連絡をもらうように対策をして、一定の効果を上げているということでございますので、事前の、今管理されている方々についても、今後の管理についてのお願いですとか周知というようなことは必要かと思っております。そして、なかなか連絡が取れないところ、既に連絡が取れなくなっているところにつきましては、今後看板等々の対策も含めながら、あるいは10年経過している場合の処分という部分も考えていかなければならないかと思っております。ただ、墓石が、墓がしっかりあって10年経過しているところについては、連絡が取れないという場合の対応については、今後の検討かと思っております。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ということは、やはり将来、さっきも札幌の例を出したのですが、そういうことがこれから起きてくると思うのです。

そこで、町が処理と言ったら言葉が悪いのですが、それができるような条例を、何というか、変えるということは必要あるかないか分からないのですが、検討はできるのですか。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

どういった処分というか、処理というかが必要かというのも含めて、現時点ではまだそこら辺の話ができておりませんので、今後の検討とさせていただきたいと思えます。墓じまいするのに、通常ですと30万円とか50万円とかという費用もかかりますので、それを町が肩代わりするということになるのかどうかというのを含めて考えてみたいと思えます。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

本当に内容によっては、条例も変えなくてはならない場合もあるかと思えます。今後もしそれを町が処理するようになった場合、私は合葬墓が必要だと思いますので、次の質問、合葬墓について質問したいのですが、議長、よろしいでしょうか。

○議長

2番目の質問、合葬墓お願いします。

西山弘志君。

○西山弘志議員

続きまして、合葬墓（合同納骨塚）の整備についてお伺いします。

過去2回、合葬墓の整備について一般質問をしてきました。前町長からは、管内の状況を調査し、さらに町内のお寺の考え方の聞き取りを行う、町営の合葬墓を含め大樹町に合った仕組みを検討するという答弁がありました。

そこで、町長に次の点について伺います。

現在の調査検討状況について。

2番目、町内ニーズを把握するためのアンケート調査の実施について。

3番目、合葬墓を整備する考えについてお伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

ご質問の「合葬墓(合同納骨塚)の整備について」お答えをさせていただきます。

1点目の「現在の調査検討状況」につきましては、まず、管内の合葬墓の状況について、令和4年の池田町を最後に、帯広市、音更町の3市町で合葬墓が整備されております。また、芽室町、本別町では令和4年に合葬墓に関する町民アンケートを実施しております。

お寺の考え方については、町内六つのお寺に聞き取り調査を行いました。宗派の違いや年代の違いにより考え方が様々な状況で、それぞれのお寺でも永代管理を行っており、経済的な理由から町の合葬墓を希望される方も考えられますが、お寺の檀家離れを助長することにもなりかねないため、当面はお寺と相談をしながら対応を考えてまいりたいと考えております。

2点目の「町内のニーズを把握するためのアンケート調査の実施」につきましては、合葬墓に関する町民ニーズを把握するうえでアンケートは必要だと認識しておりますが、管内状況も踏まえ調査を行うタイミングを見計らっております。

3点目の「合葬墓を整備する考え」につきましては、管内の状況や町民における必要性について無宗派や少子高齢化の状況を把握し、また、お寺の管理状況や檀家のことも含め、状況を確認しつつ合葬墓の整備についても検討してまいりたいと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。

そこで、私が過去2回の定例会一般質問においての内容をまとめて報告したいのですが、議長、よろしいでしょうか。

○議 長

短めをお願いします。

○西山弘志議員

近年、核家族化と過疎化などが進み、個人の価値観の多様化などを背景に、お墓を取り巻く環境が大きく変化しました。子どもや孫に迷惑はかけたくない、将来を考えて自分の代で墓じまい、納骨じまいをする、そういう選択する人がどんどん今、増えているところです。また、お墓がない、墓じまいしたが納骨堂も売る、受入れ先がないとか、お骨を引き継いでもらえないとか、経済的に難しい、無宗教の方、自宅にお骨を管理している方、身寄りのない方、移住者など様々な状況でお墓や遺骨の管理に不安、無縁になるという町民の声を聞きます。また、令和2年度国勢調査の世帯構成を見ると、1人世帯が41.6%、これが最も多いのです。あと2人世帯が32.7%、3人世帯で30%、平均世帯を見ると2.09世帯なのです。ということは、1人、2人の小規模世帯が約75%を占めているということです。この現状では、将来、1世帯で多くのお墓とか遺骨を管理することになる。新しい遺骨の引取りとして、合葬墓は永代供養の場、今後、合葬墓は町にとって重要な施設だと考えますなど、このような質問をしています。

そこでです。現在の検討状況、これについてですが、前町長は合葬墓の検討も必要と認識しており、対応策の検討を進めておりと答弁ありましたが、現町長はどのように進められているのか、考えているのかお聞きします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

先ほどの答弁の繰り返しにもなるかと思いますが、必要性については一定程度あるという認識は持っておりますが、管内の状況等、あるいは町内のお寺のご意見等とも踏まえて、調査は進めているのです。調査結果というものを今、手元に持っております。管内の状況も、既に建設したところが3市町ということで、検討している町もありますし、今のところ検討している状況ではないという町もございます。その辺の関係も踏まえまして、大樹町においては今後の検討かと思っております。

言われるように、1人世帯がどんどん多くなっているというのは、今、5,400人の町で2,800戸あるわけですので、2人を切っているという状況でも現在ありますので、どんどん小さくなっているのは間違いないところでして、お寺に入っていない、檀家になっていない方も結構おられるとは思いますが、その辺も踏まえて、ただ大樹には六つの寺があるというのは、ちょっと多い町でありますので、お寺のご意見も伺いながら、もう少し検討を重ねていきたいと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

分かりました。お寺もそうですし、お墓の利用者、関係機関、その他の町等の状況を見ながら、合葬墓の設置を検討して、情報収集を進めているということによろしいですね。

それとお墓の考え方、聞き取りを調査すると言われたが、同じようにされていると思うの

ですが、この間、報道でちょっとで面白い記事があったので、お寺の考え方についてということで、宗教団体の意見調書を行ったと。合葬墓の整備に関して賛成と答えた団体は、前は2団体だったのが、今9団体に増え、合葬墓整備の必要性をお寺も認めているという、している状態なのです。檀家という階級はあるのですが、けれどもそれでもこのように2から9に上がったという、そういう報道もありました。

それで、私ども町にとって、お墓を守っていくというのは町の役割でもあり、何らかの形で施設が必要と考えていると前町長は言うております。当町に合った仕組みを検討し、考える。仕組みを検討するとあるのですが、前町長はそのように言うてましたが、いかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

もちろん仕組みになろうかと思うのです。どういった町が役割を担うのかと。合葬墓を造るとすればです。そこにそういった仕組みを含めての、繰り返しになりますけれども、検討していくと、現時点では、やはり乱暴にはやれないと思うのです。どうしてもお寺、檀家のこともありますので、よくよく検討したうえで、合意を得たうえで取りかかりたいと、合意が得られれば考えたいという姿勢で臨みたいと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

町長、これ檀家というのは大事なのですが、やはり檀家を持たないというのか、結局長男坊はその檀家けれども、次男坊とかいろいろあるし、今、少子化で一人っ子同士が結婚して、二つのお墓を持って、そういう時代になると。やはり檀家は大変だとは思っているのですが、そういうのもしっかり考えてほしいと私は思うので、お願いしたいと思えます。

そこで、将来ニーズを把握するためのアンケート調査の実施についてお伺いします。前町長のときに私が質問したのは、合葬墓の必要性についてアンケート調査を実施してはという質問に対して、合葬墓の検討を進めていく中、ニーズの把握は必要と答弁がありました。

そこで、公営の合葬墓、道内に約50以上、自治体で設けられています。また、多くの自治体でも整備に向けて検討が進められているわけです。そこで、アンケート調査を行った自治体、このような結果が出たので、例としてですが、新ひだか町では、40歳以上の町にお住いの方から墓地に関するアンケート調査を行った。町民の合葬墓に関する関心が年々高まっているということでやったということ。それで、「設置すべき」が45%、「利用したい」、「利用を検討する」46%、「今は必要ない」というのが4%しかない。芽室町では、20歳以上のアンケートで、「利用したい」70%、帯広市は80%。要は、20歳と40歳の年で価値観が違うということで、若い人は身近にあまり感じてないからこういう数字も出るのかと私は思います。

町としても、やはり早急にですが、アンケート調査を実施する、町のニーズを把握することが必要と考えて、アンケート調査を実施しないとニーズの把握ができない。これは早期にやるべきだと私は考えますが、どうでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

ニーズの把握が必要だというのは、同じ考えであります。考えておりますが、そう思いますが、やる時期についてはもう少し検討させてもらって、繰り返しになりますが、お寺が多いという状況で、寺の檀家離れという部分もありますので、そういったところの協議がまずは大事かと思っておりますので、その辺の検討の状況を見て、時期を考えたいと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

分かりました。

では、合葬墓の整備をする考えについてお伺いしたいと思います。今、第6期総合計画が進められているわけですが、私はこの合葬墓について3度目の一般質問でここに立たせていただいております。多くの町民から、その後の進展結果について聞かれます。特に高齢者からは、これから心配だ、早期整備をお願いしてくれ、今後、合葬墓は町にとって重要な施設の一つという声が上がっています。それについてお伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

先ほどと繰り返しになりますが、必要性というか、ニーズがあるということは、肌感覚なのですが、それは感じておりますし、各町村でも対応している町村もある。約半分ぐらいかというところなのですが、ただ検討もしていないし、必要性を感じていないという町もありますので、それは町々の対応ではありますが、当町において先ほどのまずアンケートをしてから、その結果を見てということになるかと思えます。そのアンケートをやる時期については、先ほどの繰り返しになりますが、時期を見てと。今、明確には申し上げられませんが、そのアンケートを行ってから、その結果を見てその必要性、当然必要だという意見は結構多いのかとは思いますが、そこから考えていきたいと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

アンケートというのはこれからということですが、どうしても私考えるのは、第6期総合計画が進めている中で、やはりこれも明記できないのかという思いがあるのです。それでこ

ういう質問をしているわけなのですが、ということは、分からないということですね、第6期に盛り込むということは考えてないということ。考えてない。

○議 長

第6期について。黒川町長。

○黒川町長

合葬墓に関しましては、建設について検討するという載せ方となっているというふうにしておりますので、そのとおりにかなと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

何とか第6期に盛り込んでいただきたいと、これお願いします。

また、近年、若者達のお寺離れとか、そういうのが進んで、葬祭とか葬儀など、仕組みが分からない方々が段々今、増えてきているのです。そこで、やはり将来が不安だ、どのようなことということで、一人で悩まず相談できるような場所が必要だと思えます。例えば終活とか、ご遺族支援とか、お悔やみとか、身寄りのない方々の相談できるようなコーナーが必要と思うのですが、そういう設置も考えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

お悩み事というのは、いろいろなものがあるかと思うのですが、将来の自分の墓のこととかお骨のことの心配もあろうかと思えます。このことの相談窓口というか、専用のというのは難しいかと思えますが、お悩み相談というのは今もやっておりますので、そういう中で取り上げていけるかと思っております。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

西山弘志君。

○西山弘志議員

分かりました。

それでは、最後にします。誰一人取り残さない、SDGsですね、未来に向けたまちづくりということで、大樹町に長らくお住まいになり、お亡くなりになった皆さんがこの地で永

遠に眠られるような合葬墓、永代供養の場、手を合わせる場が私は必要と思いますので、これで合葬墓についての一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

次に、2番、寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、先に通告いたしております宇宙のまちづくり（HOSPOの整備）について質問いたします。

北海道スペースポートの整備により、企業誘致や新産業の創出が促進され、人口増加や地域経済の活性化が見込まれます。現在、LC-1射場の整備、既存の滑走路の延伸工事が着々と進められ、海外企業からロケット打ち上げのリクエストもあります。航空宇宙産業の進展がより具体的になってきた今、宇宙のまちづくりについて町長に伺います。

1点目、第6期大樹町総合計画、現時点で素案になりますが、その作成にあたって実施した町民アンケートの結果、北海道スペースポート構想の推進が重要度のワースト1、紛らわしいので、あまり重要ではないという1番であったことについて。

2点目、海外企業誘致に必要となる包括的な規制緩和策として「宇宙特区」がありますが、この構想について。

3点目、令和7年度以降にLC-2射場の整備も予定されています。さらに町民の理解、計画地周辺の住民への詳しい説明が必要となります。この対策について。

この3点、お聞きします。よろしくお願いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

寺嶋議員ご質問の「宇宙のまちづくり（HOSPOの整備）について」お答えをいたします。

1点目の「町民アンケートの結果、北海道スペースポート構想の推進が重要度のワースト1になったこと」につきましては、昨年実施しました第6期総合計画策定に係る町民アンケートにおいて、北海道スペースポート構想の推進が、重要ではない、又はあまり重要ではないとの回答が16.4%ありました。この回答には、様々な考えや意見があると思いますが、結果については真摯に受け止めているところです。

この結果に至った一因は、北海道スペースポートの動きが本格化するのと同時にコロナ禍となり、説明会や講演会などが行えない中で、メディアによる報道が先行する形となり、直接町民に説明する機会が不足していたことだと考えております。

今後は、本年9月に実施しました町民限定イベント「たいき宇宙デー」のような機会を継続して実施するとともに、毎月発行しているニューズレターにより動向をお知らせしてまいります。また、北海道スペースポートを核とした将来ビジョンについても、しっかりとお示しし、町民の理解を深めていきたいと考えております。

2点目の「宇宙特区の構想について」につきまして、現時点で宇宙特区の具体的な構想はありませんが、北海道の特区担当者と協議を行っているところです。今後の企業誘致や北海道スペースポートの拡張整備や運営に関して、規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革の必要性を感じておりますので、国家戦略特区としての宇宙特区の必要性を協議検討してまいります。

3点目の「LC-2射場整備に向け、町民の理解、計画地周辺の住民等への詳しい説明が必要となる」についてですが、LC-2射場の整備については、現在進めているLC-1射場を確実に整備し、人工衛星を搭載したロケットを打ち上げる実績をつくる必要不可欠であります。LC-2射場の整備には、これまで以上に国の支援が必要と考える中で、国の宇宙開発の動きも目まぐるしく動いており、スペースポート整備の必要性や位置付けも明確になってきていますので、その状況を適切に判断しながら、LC-2射場の整備を検討していきたいと考えております。

町民の理解については、1点目の答弁と重複しますが、町民限定イベント「たいき宇宙デー」のような機会を継続して実施し町民への理解を深めていきます。また、計画地周辺の住民等への詳しい説明については、整備計画など具体的に説明できる資料ができた時点で、地域又は個別に詳しい説明を行っていききたいと考えております。

○議 長

休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

答弁、ありがとうございます。

1点目なのですが、町長の答弁にもありましたとおり、やはり非常に町民に対しての説明が不足していたのではないかとということだとありました。その理由としては、打ち上げが本格的に始まったときからコロナの影響もあって、ずっとそういう機会を行えなかったということなのですが、このアンケート調査の結果なのですが、実はほとんど町民の方は除雪対策ですとか、医療関係ですとか、あと消防ですとか、救急体制の整備について非常にこれは関心が高くて重要だと考えております。あまり重要ではないワースト3に入ったのは、先ほども言ったとおり、スペースポートの整備であることがワースト1になってしまった。二つ目には、姉妹都市とか友好都市の地域間交流、これが第2番目。第3番目に太陽光などの省

エネ対策とか、省資源対策。こういうことが三つを占めています。

私、再度町長にお聞きしたいのですが、やはり本格的になったのは確かにそうなのですが、これまで大樹町がこれだけ時間をかけてやってきたことでもありますし、相当な時間をかけて始まったのにもかかわらずこういう結果になっている一番の原因というのは、単なるやはり情報不足だけだと思いますか。これについて再度お聞きします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

アンケート調査の結果の要因というのは、こちらでの考えですが、恐らくというところでは、やはり直接的な自分の生活に、暮らしに関わる部分がやはり優先するのだと。今ありましたように、除雪のことですとか、あるいは救急体制のこととか医療がちゃんと保てるのかとか、そういったことに関心の重きがあって、昔からそうなのですが、宇宙はいいけれども自分の暮らしに直接的にあまり影響しないというか関係はしない部分がありますので、そういったものが後回しになると。地域間交流あるいは省エネについても同じようなことかと思えます。総論は分かるが、自分のところ、自分の生活、暮らしがまず先ということかと思えます。

また、もう一つには、ずっと宇宙の取組をやってきたのですが、あまり大きな支出というのは伴わない、航空公園整備したときぐらいだったかと思うのですが、ここへきて射場の整備ということで23億円という事業費がクローズアップされている。当然当たり前なのですが、そういった予算を組ませてもらっているというところで、多額の町税がつぎ込まれるのではないかという、そういったことへの町民の不安というか、そういったものがあつたのではないかと思います。そこは、前から申しまわっているとおり、国の交付金が半分で、残りの半分を企業版ふるさと納税で賄うように今やっているのだということではありますが、そここのところの説明といいますか、理解を深める場面が不足していたのではないかと。やはり財源を23億円という数字が走ってしまっ、そんな町の金使うのはよろしくないという考えを漠然と持っている方が意外と多いのではないかと。このところでは、コロナのこともあつてそういった説明をする場面というのが少なくなっていたのは、町民対話の場面もなかなかできないでおりましたので、そういった部分はあるかなと。そのちょうどアンケートをやった時期というのも、そういったことのタイミングもあつたのではないかと思います。

私も宇宙デーのときにも、直接的なことよりも間接的に、例えばドラッグストアが来たとか、コンビニが増えたとか、町の暮らしが少し便利になりましたよね、そういったところも影響は出ていますということも話をさせていただきましたし、財源的な話も、今回のブロック別懇談会でも説明させていただいているところで、遅きには失したのですが、今、そういった努力をしていて、これを重ねていくことが重要だと考えております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

まさしく町長のそういうお考えが大きな原因になっていたのではないかと私も思います。それで、どうしても私、ちょうどこのコロナが始まる年でしたか、2019年12月に、ここに新聞報道にあったのですが、ジョン・ホラック氏の記事が載っていました。やはり過去に宇宙開発を行ったところが、やはり地域住民が最初、どうしてそんな多くのお金を宇宙にかけるのだと。人々の暮らしや生活になぜ使わないのだという町民の声というのが非常に多くて、なかなか進められなかったという、そういう記事が、非常に私、印象に残って、ああ、やはりそういう動きになるのだなと思いました。それが最終的にそのホラック氏の言葉を借りると、やはりコミュニティをどんどん増やさないと駄目だと。宇宙開発に一番重要なのはコミュニティだということなのです。私も全くそのとおりだと思うので、先ほど町長がそのようにこれから本当できる限りそういう機会を増やしてどんどんやっていくべきだというご答弁がありましたので、是非それをやってほしいのですが。本当にこれ、定期的にといいよりも、何と言ったらいいのでしょうか、いろいろな方法がまだまだあるのではないかと思うのですが、それを進めていただきたいと思います。

2点目、3点目にも関係してしまうのですが、やはり一つ一つ情報をできる限り伝えるという方法、先ほど言った宇宙デー、1年に1回ですとか、ニュースレターとかありますが、まだまだ方法があるのではないかと私は思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

宇宙のことに限らずですが、町政全般につきまして、やはり住民の皆さまに語りかける、お知らせするということが必要だと思っております、いろいろな会合の挨拶の場面ですとか、そういったときにも最新情報で伝えられる部分を伝えていくということも必要だと思います。区長会議というのは年4回ございます。そちらも地域の代表の方でございますので、そういったところでもそういった機会を捉えながら伝えていくということが大事なかなと思っております。

ブロック別懇談会、久しぶりに今年やらせていただきまして、6か所、60人ほどのご参加をいただきましたが、その中では全ての会場でこの内々の財源の話をさせていただいております。そういった機会を捉えていって、どんどん進めていくということに尽きるかなと思っておりますので、今後もそのように進めてまいりたいと考えております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

是非町長と語る会、この前の報告にもありましたが、これも本当に頻度をできる限り上げて、町長だけに限らず、先ほど言ったいろいろな事案についてやる必要があるのではないかと

など私考えております。これを是非今後進めていただきたいことをお願いします。

2点目の宇宙特区ですが、やはり現段階ではなかなか具体的な内容というのは非常に進めて、今協議している段階だということをごさしましたので、その辺のところは理解いたしておりますが、町長も御存じのとおり、政府のほうは予備費として宇宙関係に1兆円規模の予算を組んでおりますし、これは本当にいろいろな意味で、今後いろいろな範囲でそういうことの活用といいますか、やはり大樹、我が町においてはそういうものを積極的にアドバンテージとして優位に進められるのではないかと私は考えておりますが、その辺も、先ほど目まぐるしく変わっているというご答弁がありました。具体的に可能な範囲で何かその辺は説明できるものはありますか。それについて質問します。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

いろいろ秘密保持契約とかというものもありまして、なかなか企業の関係についてはお話できない部分もあるのですが、国の動きとしましては、この1兆円の基金というものが創設されたというような、非常に画期的なことでありまして。その前にSBI Rという中小企業、イノベーションリサーチという、要は中小企業でどんどん新しい技術革新してくださいと、それに対して応援しますという制度ができておりまして、これが宇宙にも、あらゆる分野にあるのですが、宇宙にも適用されているということで、その中でも宇宙輸送という部分にも予算が配分されていると。宇宙輸送の中で、審査会があって4社が選考されまして、4社に対してまず1次審査が終わって、そこをクリアしたところには20億円の補助がということで、当町のインターステラテクノロジズ社もその1次審査をクリアしまして、20億円の交付決定があったと報道されております。

これは非常に画期的なことでありまして、国も宇宙輸送に関して、今までは国のロケットで輸送して、民間のロケットというのはなかったわけですが、今開発中のものはありますが、まだ宇宙に輸送してはいないわけですし、これから宇宙輸送を民間もやってもらわないと。日本の宇宙輸送、今、年に1回とか、多くても数回、5回ぐらいなのです。昨年は失敗続きでありまして、この9月に1回上がっただけというような回数でありまして、アメリカでは80回ぐらいは行っているわけですが、年間です。中国が60回ぐらいということで、大きく離れているわけでありまして。国が幾ら頑張っても、基幹ロケットでありますので、そんな60回も打てるわけがありません。小さなロケットでやはり小さなものを運ぶと。今までは豪華な、大きなトレーラーで運んでいたものを軽トラでも運べるようにしていくということかと思えます。そういったことにやはり民間も頑張ってもらわないと国際競争に勝てないと、生き残っていけないということをごさしまして、このSBI Rなどで成長を助けるという制度になってきたということで、これは大きな転換だと思っております。宇宙基本法というのができまして、民間の門戸は広げた、ルールはできたのですが、やはりベンチャー企業、リスクマネーですね、大きな投資とリスクを伴うものですので、なかなか開発

にそんなに潤沢な資金がないという中では、こういった、20億ですが段階を踏んでいって、最終的には140億円まで補助するという制度でございますので、大きな助けになるかと思えます。そういったことで民間を育てていって、日本の宇宙輸送を確保するということが国も動き出しているということでございます。その1兆円の予算につきましても、民間の育成に十分充てられるものだと思っておりますので、この辺が大きな変わり目、国といえますか、国際情勢含めて、目まぐるしく変わっているというのはそういったこともございます。

国際的なところを言いますと、宇宙開発から宇宙利用に、宇宙産業に切り替わって久しいわけですが、そんな中で、今、宇宙産業の規模、国際的に全世界で約40兆円と言われてますが、これが2040年には100兆円超えるという成長産業になって、物の見方によっては、もう200兆円までいくのだというような話もございますので、こういった成長産業に遅れることなく、日本もどんどん進めていきたいという国の動きの表れが出ているのかと思っております。

先に行いました10月の北海道宇宙サミットにあっても、大変多くの裾野の広い産業の方々が参加いただいております、宇宙産業への関心の高まりというものをひしひしと感じているところでございまして、そういった変化が目まぐるしい。私も長く担当させていただいておりますので、20年前、30年前から見ると格段の差があると思っております。世界はもっと、それよりも先行しているという状況でありまして、日本もそういった、国もそのように動き出しているというところでございます。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

町長のそういう具体的な答弁を聞きまして、目まぐるしく本当に動いていますよね。例えば本当に分かりやすい、例えばその輸送に関しての時間ですとか、これはもしかすると、今で帯広東京間、1時間十何分、20分と言っていますが、うそみたいな話で10分、15分という世界に変わるのだ。これは今、現時点で言うと、あまり絵空事のように聞こえてしまうので、ぴんときない方がほとんどだと思うのですが、そんなにそんなに遠い先のことではないです。ですから、私が言いたいのは、そういう町民の皆さんが、本当に日々の生活の中で受け取られる、そういうものを具体的に伝えていったほうが、もっともっとコミュニティーは高くなって、賛同する方もどんどん増えてくるのではないかと思います。

方々で私も町内の方々によくよく聞かれます。大樹は宇宙関係でどんどん元気があっていいですねという話になるのですが、周りにはそのように広まっていながら、町内のムードというかあれは熱くなっていないのがどうしても自分なりに不満なのです。不満といえますか、もう少し熱くなる必要があると思っております。似たような質問になってしまうのですが、やはりそういうところを町長、今後やっていく必要が私はもっともっとあるのではないかと思います。重複しますが、これについてどうですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

言われるように、よく前にも言われたことがあります。五右衛門風呂みたいに上だけ熱くて中が涼しいわねということも言われたことがあるのですが、正にそういった状況というのが変わってないのかと思います。これはもうかなり前から結構言われているところです。一部の関係者は一生懸命取り組んでいるけれども、周りはそうでもないよという状況というのはどうしてもあったのかと思いますけれども、やはり熱く引っ張っていくといいですか、リーダーシップを取っていくといいですか、熱く語る部分というのは、場面というのは必要かと思っております。やはり伝えることが大事ですので、そういった、繰り返しますが、場面場面で伝えていきながら、情勢は変わっているのですということも伝えていって、熱くなるというより熱く語るという部分が必要、正に私の役割なのかと思っておりますので、心しながらこれから伝えていきたいと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

まさしくそういう形で進めていただきたいのですが、大樹はやはり宇宙関連に関する企業は、現在4社近くありますよね。やはり一番大事なのは、町だけがやるのではなくて、当然のように民間も連携しながら、官民でこれを進める必要性が私は高いのではないかと。それは、最も浸透率の図れる方法ではないかと私は考えているのですけれども、それについて、町長、どうですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

もう先ほど申しましたが、国が応援して民間がやっていくという時代に、国もやるのですが、国だけではなくて民間にどんどんやっていってもらわないと国際競争に勝てないということもございます。当町におきましても、民間のロケット会社が今、活躍をしているわけでございますし、それに関連していろいろな民間企業の方がサテライトオフィスも利用していただきながら関わっていただいておりますので、そういったところを大事にしながら、今後も企業誘致までたどり着けるのが一番いいので、そういったところのつながりというのは大事にしながら、やはり民間の力をフルに活用しながら進めていくということが肝要だと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

そのお言葉を聞いて、今までも実践はされてますが、より一層やっていただきたいと考え

ております。

最後になるのですが、先ほどご紹介したジョン・ホラック氏のことで、記事の中にありました。宇宙開発というのは、欧州の大聖堂の建築と同じだと。簡単に言うと、100年とか150年とかものすごい長い時間をかけて、わかりやすく言うと、完成品を見るのがほとんどないのです。ですから恐らく、ここ今、宇宙のまちづくりをやっている大樹町は、一つ一つの完成は見ることはできても、全体の完成は見ることはできない。でも、なぜそんな長い時間続いてきたのだろうかという、その過去の歴史を見ても、そこにいろいろなパン屋が生まれたり、靴屋が生まれたり、いろいろなものがどんどん集結して人口増加につながったり、産業が創出されたり、冒頭の質問の最初にもありましたけれども、そういうことが行われてきたのだということ踏まえて、やはり一番は、先を見ながら分かる限り丁寧に知らせてどんどん進めていく、そして、町民の一人一人が分かりやすい言葉で伝えることができれば、もっともこの熱が上がっていくのではないかと私は期待してますし、今後、一番重要な鍵になるのではないかと考えておりますので、これを町長に是非お願いしてやっていただきたいと思います。

ということで、私の質問を終わります。答弁は要りません。よろしく申し上げます。

○議 長

次に、1番、播間章浩君。

○播間章浩議員

先に通告しておりました大樹町まちづくり会社の設立について、町長にお伺いいたします。

大樹町では、現在、スペースポートの整備や射場の整備運用のため、SPACE COTAN株式会社が設立され、町及び民間事業者らの出資を受け、宇宙産業の誘致及び企業誘致など、宇宙のまちづくりに取り組んでおります。

今後、大樹町の経済発展・活性化のためには、新産業の創出や企業誘致等の促進に寄与する土地利用と基盤整備を進め、商工業、航空宇宙分野においても、用地確保、企業誘致のためのインフラ整備が必要であると感じております。また、これらと並行して、少子高齢化に対応した、住民が安心・安全・快適に感じることのできる、持続可能なまちづくりが必要だと考えております。

今年10月、経済常任委員会での行政視察ではニセコ町を訪れ、まちづくり会社を設立し、官民が連携しながら、柔軟にスピード感を持ったまちづくりを実施している視察をしてきました。大樹町においても、新たな官民連携したまちづくり会社を設立し、まちづくりを進めていく必要があると感じておりますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

播間議員ご質問の「大樹町まちづくり会社の設立について」お答えをいたします。

人口減少や少子高齢化が進む中、住民に必要とされる公共サービスをより安定的に提供していくために、行政と民間事業者等が連携し、それぞれの強みを活かしながら力を合わせて地域課題の解決を図っていく官民連携の重要性が増しているところであります。

官民連携によるまちづくり会社は、全国各地で設立されていますが、目的や業務、設立の背景は様々であり、何を行うためにまちづくり会社が必要なのか、まちづくり会社で取り組むことが最善なのかについて、公益性と企業性の両面から判断が必要となります。

官民連携によるまちづくり会社を設立し、民間のノウハウを活かした事業展開を図っていくことも地域課題を解決していくための有効な手法の一つであると認識はしておりますので、それぞれの課題に応じて、先進事例なども調査しながらまちづくり会社の設立、活用についても検討していきたいと考えております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

町長おっしゃるとおり、まちづくり会社は全国各地で設立されております。なおかつ、目的や業務、設立の背景というのは、様々であるかと思えます。

私も何社か全国、今回、まちづくり会社調査させていただいて、独自に調べさせていただいたところでありますが、現在の大樹町においては、先ほど同僚議員からの一般質問にもありましたが、宇宙特区、そういった宇宙のまちづくりというところで並行して町内のまちづくりも必要かと感じております。

先日の経済常任委員会の報告にもありましたが、現在の大樹町においては、ニセコ町での取組を参考にすべきではないかと感じております。報告にもありましたが、繰り返しになりますが、ニセコ町では官民連携した形の株式会社ニセコまちを設立され、用地の確保約9ヘクタール、環境に配慮した新しい街区としてニセコミライをつくり、マンション型共同住宅の建設と分譲まで行っております。また、高齢者などを視野に入れた賃貸住宅を建設し、賃貸業務も行って、これはこれからということでお聞きしております。用地の確保におきましては、株式会社ニセコまちが用地を確保し、独自の借入れを行い、用地の整備、区画割、分譲まで行い、町がそのインフラ整備に協力するという体制を行って行っていました。

マンション型共同住宅の建設と分譲では、環境に配慮した高気密・高断熱住宅を建設し、ここでは移住者等を受け入れ、新しい企業の受入れも行っているというところでお聞きしております。賃貸住宅では、今後の計画ではあるというところですが、賃貸住宅を建設し、高齢者を視野に入れた賃貸住宅の建設をこのまちづくり会社で予定しております。

この賃貸住宅につきましては、住宅のミスマッチへの解消の取組というところで、すばらしい取組だと感じておりました。住宅のミスマッチと言いますのは、高齢者の方が一軒家で1人でお住まいになっているケースというのは結構あるかと思うのですが、逆に子育て世代の若い人達がアパートだったり、公営住宅だったり、狭いといったら語弊があるかもしれませんが、一軒家に住みたくても一軒家の空きがないからそういう暮らしを強いられて

いるというケースは、大樹町だけではなく、ニセコも同じような状況ということでお聞きしております。これらについて、賃貸住宅、高齢者住宅だとか賃貸住宅を建てて、高齢者がそこに移ることによって一軒家が空き、さらに循環型というか、そういった取組も行えるのではないかというところで、非常に関心を受けた取組でありました。

報告にもありましたので、町長のほうも目を通していただいているかと思いますが、これらの株式会社ニセコまちの取組についてまずどう感じたかご答弁をいただければと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

ニセコまちのレポートは読ませていただきまして、背景としてニセコ町は大変観光客が多く、人口が増えているという背景があるのかと思っております。そういった中で住宅問題等々があって、その中で大変効果的な活動をされているのかと思っております。

賃貸住宅に高齢者が入れるようにして、一軒家の方が一人で住んでいた家が子育て世帯が借りられるなんていう、こういう流れというのは非常に参考になると思っているところでございます。高齢者の住宅に関してのニーズといいますか、要望というのは、今、高齢者福祉計画等々の作成の中でも、障がい者も含めてですが、そういった方々が住めるような住宅というのが求められているという認識は持っております、こういった取組は参考になると思っております。

株式会社でやっておられるということで、民間で行政が支援をしながら進められているというところでは、素晴らしいと思います。当町においては、そういったまずニーズ、何のニーズがあって、それに対してどう手を打つか、それが民間のノウハウを入れたほうがいいのか、行政はそのままやったほうがいいのか、まちづくり会社と言いましてもいろいろ第三セクターと言われるものもございますし、民間でやる場合もありますし、TMOという、一応うちにもありますが、そういった形態もあります。それぞれ活動の内容は違うかもしれませんが、町にもかつては土地開発公社というものがございまして、土地の先行取得をしましてまちづくりに役立てるという機能を持っていたのですが、どちらかという高度成長期で町が拡散するイメージを持っているときの公社でありまして、段々少子高齢化で人口が減ってくる中では、あまり役割が必要とされなくなってきたということで、かつて解散したところなのですが、人口が増えるような、あるいは町が広がっていくような場合は、そういった公社のような役割というものも必要になってくるのかなということは思っておりますが、現時点で、今すぐということではなく、もう少し様子を見る必要があるな、人口も一瞬増えたのですが、また減っておりますので、その辺の見極めが大事かとは思っておりますが、ニセコの取組につきましましては、大変参考になり、このミスマッチの解消というのは非常に有効だと思っておりますのでございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

ニセコ町も人口が増加しているというところではありますが、そこまで極端にお話を聞くと増加しているわけではなくて、微増というところですよ。減少はしていないというところで、今の大樹町の環境に少し似ているのかという感触を受けておりまして、その取組について、本当に感心を受けるところが多かったと思いますので、そういった先進事例というか、取組について、今後参考にしていただきたいと思っております。

先ほども同僚議員からもありましたが、今後の宇宙特区とかそういったところで、今、過去に土地開発公社が大樹町にもあったというご答弁もありましたが、今後はそういうのも視野に入れる必要もあるのではないかとということで、株式会社ニセコまちでは、ニセコミライという街区を、用地を確保して、民間だったり企業誘致だったり含めて動いていくところではありますので、今後、企業誘致という面では、やはり民間だけでは動けない部分、あと逆にいけば町だけでは動けない分野がいろいろ出てくると思っておりますので、先ほども話ありましたが、官民連携という形でやっていくのが、スピード感があっていいのではないかとということで感じております。

それで、用地確保だったりまちづくりに関しましては、株式会社ニセコまちというのも一つの事例ではあったのですが、今後の大樹町への参考になるところとして、長野県の飯田市という町の事例が、非常にニセコまちの動きと似ているところがあって、逆に飯田市のほうが先進的な動きをされていたのでそのあたりもご紹介したいというか、参考にしていただきたいというところなのですが、飯田市においても企業誘致というところで力を入れておりまして、ここもまちづくり会社を設立しております。企業特区ということで、地域未来投資促進法というところで基本計画に基づいて国が同意した区域です。そういったところで企業が入ってくると、税制優遇だったり、先ほど別の答弁にありましたが、企業が入ってくるときの税制優遇、そういったところもあるということで企業誘致を進めているというところですよ。同時に飯田市では土地開発公社、土地管理組合というところを設立しまして、民有地の活用、共有化ということで企業が入ってくるための企業誘致、そこを今、半民間で官民連携しながら土地を確保して貸すというところをやっておられました。さらに先ほどの高齢者住宅でいけば、株式会社飯田まちづくりカンパニーという会社が、こういった賃貸住宅等の開発事業を行ってございました。

やはり今後、大樹町いろいろな企業来てほしいところでありまして、企業誘致のためにも、なかなか町で動けない分野も官民連携したら動ける分野があると思っております。税制特区というところもありますし、地域未来投資促進法という法律もありますので、このあたりもし検討したことがあるかないか、そこだけ一旦教えていただければとありがたいです。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

地域未来投資促進法、名前がしっかり覚えていませんが、当町も手を挙げておりまして、地域未来投資促進法の区域というのを定めるのですが、全町ということで申請をしまして、それは認められておりまして、機械導入の減価償却の特別措置があるというもので、生産性の向上をこの機械を入れることによってできるということになりますと、その税制優遇があるというのを、これは当町も該当しております。

そういったものは、なるべく、特にインターステラテクノロジズ社が当時工場を建てるときだったので、これをやっておかなければならないということでやっております、そういった部分では取り組んではいるのですが、言われたような大きなエリアを確保してとかそういったところまでは至っていないという状況であります。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

そういった取組をされているというところですので、より積極的に活用していただいて、より多くの企業に活用していただきながら、大樹町に入ってもらえるような環境づくりも行っていきたいと思っております。

それで、官民連携、官民連携という話をさせていただいていますが、やはり民間会社のメリットというのもたくさんあるかと思っております。今回、ニセコまちのを視察して感じたものが、やはり町が出資し関与はしているのですが、あくまでも民間主導で動いてらっしゃいました。土地の確保についても自ら独自に融資を引っ張って事業開発を行ってまいりました。そういった意味で、スピード感だったり柔軟性という部分では、本当にやはり民間経営というところがいい部分がたくさんあるのかなというところで感じておりまして、今後の大樹町においても柔軟にかつスピード感を持ったまちづくりが必要だということでは町長も認識されているところかと思っております。

実際に今、大樹町でスペースポートの整備事業において官民が連携した形でSPACE COTAN株式会社が設立され、運用されていると思えますし、スペースポートの整備と合わせての宇宙のまちづくりを行ってございまして、現状では柔軟かつスピーディーな会社運営を行っていると感じております。

町には多くの課題があると思えます。繰り返しになりますが、民間では踏み入れられない分野だったり、逆に町が踏み入れられない分野、このあたり、お互いの強みと弱みを補いながらまちづくりをしていく必要があると感じております。

そこでやはり最終的にはどの分野、まちづくりは広い分野ありますので、どの分野に関してまちづくり会社を設立して官民連携するかというのが次の課題というか、選ぶところは選ばなければいけないと思っておりますが、まちづくり会社設立にあたって、実際まちづくり会社というか官民連携したSPACE COTANが現在大樹町で動いてますが、先ほども同僚議員からありました、町民の関心が少ないというところもあったり、その原因もいろいろな要因あるという話もされてましたが、やはりもう少し地元企業を交えないと駄目な

のではないかとこのころで感じております。

地元事業者との協働でのまちづくりが必要と考えておりますが、このあたり、町長の考えお聞きできればと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

SPACE COTANは民間の良さというのは当然ありますが、一番肝心なのはそこに携わる人のスキルとかやる気とか、そういったことが大事で、第三セクターで、一時第三セクターというのはすごくはやって、どこの町でもいろいろつくって、振興公社的なものをつくって、観光をやるのだとかやって、うまくいっているところも当然あるのですが、結局負債抱えてあまり効果が上がらないで終わったというところも結構あります。それはとにかくにもそれぞれあるでしょうが、総じていうとその活動内容だったり、その事業内容によるのだらうなと思います。

そういった面で、SPACE COTANは設立から3年ほど経過しておりますが、大変精力的に活動していただいております、先ほどのLC-1と言われる射場の整備に関しても、企業版ふるさと納税を集めると、ご協力いただくという部分の営業活動も、大変精力的にやっていただいております、とても町ではやり得ない、無理な話、できないかなと思うことを営業活動でやっていただいております、私ども全然知らない会社からもご協力をいただいているということで、大体目標に近づいているというような、大変な成果を上げていただいていると思っております。

地元企業を交えるべきという部分でいきますと、工事の発注等々は入札等々もありまして、なかなか直接的には難しかったのですが、今後、工事に限らずですが、町の企業の方が力を合わせてまちづくり会社ができるというのが理想的だと思います。今、会社ではありませんが、観光協会がそういった役割を担っている部分かなと思っておりますし、皆さん仕事のある中で、非常に力を合わせて精力的に活動していただいております、今、うちの観光協会も活発になっていると私も感じているところでございます。こういったものが発展して、まちづくり会社、例えば観光において観光協会が法人格を持って商売を始めるとか、商品を開発するとか、そういったことにつながるということもDMOというものもありますが、そういったことにつながるなんていうのは、理想的な展開かと思っております。観光に限らずですけども、そういった部分が住宅供給であったり、あるいは宇宙のまちづくりであったり、いろいろな部分で考えられると思いますので、まず地元企業とのマッチングというのが必要かというのは議員おっしゃるとおりだと私も認識しております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

SPACE COTANのほうは、本当に企業版ふるさと納税を多く集めていただいております。

そういったたくさんの方々の努力をして町にお金が入ってきているのだらうと思っております。

企業版ふるさと納税の話が出ましたので、そこにも触れたいと思っていたのですが、現在、大樹町では、SPACE COTAN、今、お話があったスペースポートの整備事業というところで企業版ふるさと納税を活用されていると思います。一方で、航空宇宙関連ビジネス推進事業としてインターステラテクノロジズ社のほうで、民間のほうでもそういったふるさと納税を受けているかと思えます。

まちづくり会社、まちづくり会社という話をしておりますが、さらにプラスして、もう一つチャンネル、もう一つに限らず、まちづくりに対しての企業版ふるさと納税というチャンネルもあったほうがいいのではないかと個人的には感じておりました、なおかつ、やはり当然その企業努力というのは必要になると思うのですが、結構応援していただける企業が現在大樹町に関しては多いのかと思っております。スペースポートの整備以外に関しても並行してまちづくりに関しての企業版ふるさと納税の活用というところでどう考えているか、お聞きできればと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

企業版ふるさと納税につきましては、町が作成します地域再生計画にのっとり、その趣旨に賛同した企業がそれに寄附しますということになっておりまして、当町は宇宙に限定はしていないのです。一応まちづくり全般ということになっておりますので、門戸を広げることにはできるのです。ただ、振込みの目的の受けるときに分かりやすいようには、スペースポートの整備ですとかビジネス推進だとか、ハード・ソフト、それから宇宙開発をする企業への応援というような、主に3本立てになっているのですが、それ以外に少し広げて、例えば違った観光面の振興に使ってくれとか、そういったことに門戸を広げるとは十分可能ですので、そこも検討していきたいと思えます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

やはりそういった企業版ふるさと納税、大樹町応援していただけるような企業からそういった資金調達ができれば、またまちづくりのスピードも変わってくるのではないかと感じておりまして、そこに関しては、やはり受ける会社だったり町側の努力というのも必要かと思うのですが、本当にいろいろな活用がまちづくり会社というところ、官民連携しながらやればできるのではないかと感じている分野がたくさんあります。

広い分野ではあるのですが、例えば先ほど高齢者住宅でミスマッチが生じており、高齢者が賃貸住宅に住めば一軒家が空いてという循環、そういったところの活用として、大樹町では結構多くあるかと思うのですが、空き店舗です。空き店舗につきましても、店舗は空いているのですが、後ろに居住されている店舗併用型住宅というのですか、そういったところ

で、それぞれかと思うのですが、実はもう子どもも巣立って1人で住まわれているとか、そういう世帯が正直多いのではないかと感じておりました。なおかつそういった場所に限って、立地条件がいい場所があったりするかと思えます。そういったところで、空き店舗に住まわれている、併用住宅に住まわれている方を、何ていうのでしょうか、別の高齢者住宅だとか、そういったところに住んでもらうではないですが、そういった活用をしながら空き店舗を活用するだとか、あとはなかなか町のほうでは運用できないような例えば宿泊施設だとか、そういったところも官民連携しながら動けば、宿泊施設が不足しているというところでもいろいろところで聞いておりますので、そういった動きもできるかと感じております。

また、多く声いただくところで、高齢者共同住宅というお話もさせてもらっていますが、サービス付高齢者住宅、いわゆるサ高住というところで、別の機会でもお話があったかと思うのですが、なかなか民間経営では現状大樹では成り立たないのではないかというお話も以前いただいておりましたが、これも官民連携しながらやれば可能なのではないかというところで感じております。

また、企業誘致のための用地確保、このあたりは本当に町だけでは難しい部分があったりするのではないかと感じております。先ほど観光協会のお話もありましたが、道の駅の運営だとか、そのあたりもそういった活用もできるのではないかというところで、いろいろな活用、どれをやるかというのは絞る必要があるかなと思うのですが、やり方たくさんあるかと感じております。そういったところで官民連携すれば解決できる分野が多いのではないかと感じておりますが、町長の考え、お聞きできればと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

言われるように、宿泊施設、共同住宅等々につきまして、官民でという部分で、それも一つの手法として十分有効なものであらうとは思いますが、ただ、ただといいますか、そういったやる方、民間の方が、町はやはり例えば共同住宅というのは、ニーズはありますし何とかしたい。例えばグループホームとか、サ高住はなかなか料金が高いとかいろいろあるのですが、サ高住でもグループホームでもいいですが、そういった高齢者の方、あるいは認知症の方、あるいは障がい者の方が共同で生活できるようなものというのは、もう20年ぐらい前から必要性というのは言われていまして、町としてもどこか民間でやってくれるところはないだろうかということを探索はしてきたのですが、なかなか昨今の情勢で、私も聞きましたが、もう人手不足だと。見回りですとか、食事の提供だとか、そういったことでスタッフが必要になりますので、そういったところが、例えば高齢者保健施設等々に聞きますと、自分のところの今の施設は維持するのはいっぱいいっぱい、とても新しいところは難しいという状況ではあります。そういったことで、官民連携でいろいろ取り組みたいことはある、特に共同住宅等々ではいいのかと思うのですが、スタッフという部分の難しさがあるというのは、共同であっても単独であっても難しいところがあるのかとは思っております。そ

うは言いながらも、民間との連携で解決できる部分があって、それは企業によるのですが、企業がもしやりましょうということであれば、私ども町と連携しながら取り組んでいくことは是非やっていきたいと思っております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

そうですね、既存企業、大樹町内の事業者でいけば、やはりどこも人手不足というところでお声を聞いております。そういったところも踏まえて何となく感じるのが、やはり新たなまちづくり会社というところが感じるころではありまして、人も含めて、SPACE COTANもそうだと思うのですが、外部からの人も入っているかと思います。そういったところも活用しながら、人の動きも確保しながらやっていっていただきたいと思っております。

最後になりますが、株式会社ニセコまちも動き出してから、構想からやはり現実的用地確保、分譲だとか始まるまでは、やはり5年ほどかかっているというところでお聞きしておりますので、そうなる柔軟かつスピード感がそこまでいくまでにはないのではないかとこのころも感じるころもありますので、今後のまちづくりにおいてこういった株式会社、官民連携のまちづくり会社というところも一つ視野に入れながらまちづくりを行っていただきたいと思っております。

最後、そういった希望を残しまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

8番、西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、脱炭素社会の実現に向けてということで町長に質問させていただきます。

脱炭素社会の実現に向けて、次の点を質問いたします。

一つ目として、町長として脱炭素社会に対する基本的な認識についてお伺いいたします。

二つ目につきましては、この1年間の脱炭素事業の中の取組について、町としてどのような取組をされたのかについてお伺いいたします。

三つ目は、これからの事業ということで、いろいろ第6次の計画も含めて、町のお考えを聞きます。一つは家庭での取組の支援、それから大きな意味での再生利用エネルギーの町内

における活用についての方向性についてお伺いしたいと思います。それから、もう一つ、国の補助事業の活用ですとかいろいろ認定なんかを受けて道内では5市町村がいろいろ具体的な環境省の事業なんかもやっていたり、町独自の補助の考えについてお伺いいたします。

四つ目につきましては、推進協議会の設置ですとか、行政組織の中で係を新設するとか、そういう行政組織の考えについて、以上4点質問させていただきます。

よろしくお伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

西田議員ご質問の「脱炭素社会の実現について」お答えをいたします。

1点目の「町長として脱炭素社会に対する基本的認識について」であります。私達の暮らしは、たくさんのエネルギーを消費して成り立っております。そこから排出される二酸化炭素は地球温暖化を招き、気候変動を起こすとともに生態系に多大な影響を与えております。自然豊かな環境を次の世代に引き継いでいくためにも、町内における二酸化炭素の排出削減をより一層促進させていかなければならないと考えております。

2点目の「この1年間の脱炭素事業の取組について」でございますが、本年7月、南十勝複合事務組合火葬場で、民間企業が町内の牧場で精製した家畜ふん尿由来のバイオメタンガスを火葬炉の燃料に活用する燃焼試験を行うなど、地産地消の観点から、地域資源の有効活用に向けた検討を進めております。

3点目の「これからの事業の取組について」でございます。家庭での取組支援については、一般廃棄物の量を削減していくことが二酸化炭素の排出削減にもつながっていきますので、家庭における生ごみの堆肥化や乾燥処理を推奨し、減量化を図っていくための補助制度を検討しているところでございます。

再生可能エネルギーにつきましては、地域資源である家畜ふん尿由来のバイオガスから精製したバイオメタンの活用を考えております。バイオメタンは、都市ガスの代替としてガスヒートポンプやボイラーの燃料として利用することができますし、町内のロケット開発企業でありますインターステラテクノロジズ社では、液化したバイオメタンをロケット燃料に選定して活用しております。

再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素排出削減に向けた事業を実施するためには、国や北海道などの補助制度を有効に活用していく必要がありますので、補助採択に向けて情報収集を図りながら取り組んでまいります。また、町独自の補助については、生ごみの減量化を図る補助を検討しておりますが、そのほかは、まずは国などの補助事業の活用を優先しながら、必要に応じて検討していきたいと思っております。

4点目の「推進協議会の設置や行政組織の新設の考え」につきましては、昨年11月、再生可能エネルギー導入計画の策定作業に併せ、町内の関係団体や事業所、役場職員で構成する大樹町ゼロカーボン推進協議会を立ち上げたところであります。行政組織の新設につき

ましては、今後新たな事業に取り組んでいく上で、専任職員が必要となる場合には考えていきたいと思っておりますが、今のところ本年12月に任用した地域プロジェクトマネージャーを活用していくこととしております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございました。

全般的に、町の取組の体温が少し低いのではないかとというのが正直な認識です。それぞれ理念としての脱炭素社会をどのように考えるかというのは、それぞれ行政の長である町長、この町、このようなこととということで、そのことについては、今、環境だとかいろいろなことについての大変な社会になっていっているのだということは分かりました。しかし、具体的な、たしか一般質問の中で、前に大樹町の炭素の排出量というのは10万5,000トンとお聞きしたと思うのですが、大樹町として、いろいろ今日お答えいただいた中で、それはもう一つ一つ非常に大切な事業だと思っているのですが、その中で2050年なり2030年なり、この今のいろいろ発表していただいた事業でそういうことがこなしていけるのですか。まずそら辺の認識についてお答えいただきたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

今、ここで申し上げたことで、二酸化炭素の排出がなくなるとは思っておりません。逐次やれることからやっていくということで、これまでもスマート街区でありますとか、このZEB庁舎であるとか、取り組んできているところでありまして、今後も補助事業などを選びながら、取り組めるところから取り組んでいくということで、いろいろあります。ここにはいちいち全てを挙げたわけではないですが、できる部分では例えば街灯のLED化ですとか、いろいろあります。公共施設もLEDが進んでない部分もたくさんありますので、そういった部分も含め、またごみの減量化で皆さんに協力していただきながら一緒に取り組んでいくという部分等々、やれるものからやっていくということしかないかと思うのです。一朝一夕にできるものではありませんので、国の補助制度なども見ながら取り組めるところから取り組んでいきたいと思っております。脱炭素先行地域というものもまだ公募しているところではございますが、100か所程度のところ、残り少なくなつては来ているのですが、そちらのほうの検討も少ししているところではあります。なかなか補助メニューに合致する、ぴったりはまるという部分が少ないものですから、今、まだ検討中ということではございますが、そういった検討も進めさせていただいているところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

やれるところからやるのだということですし、きっと今の中では罰則とかそういうようなのも国もないようですので、みんなで頑張っていきましょうというところかもしれないが、しかし僕は大樹町、何もやってないとは全然思ってません。本当に、鹿追とか上士幌町のことがよく新聞等で出ますが、大樹だってバイオマスのそういうふうにして農場ができたり、それから木質で熱を、そして石油由来というか、そういうもの以外のもので頑張っているの、頑張っているほうだとは思いますが、ご答弁の中で、この1年間の中での取組で、南十勝複合事務組合でのバイオガスの有効利用をしているのですというのが、2050年とは言わなくても、2030年のそこまでの取組、取り組めるものから取り組んでいくというお話ですが、本当に2030年までにどれぐらいの大樹町として炭素を減らそうとしているのか、そこら辺ももう少し具体的にお話いただければと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

再生可能エネルギー利用計画ということで、昨年策定をしております、それにのっとって逐次やっていきたいとは思いますが、計画は計画でありまして、なかなか財政状況等々も、脱炭素には大変結構お金がかかるものですから、そういった点ではやはり補助事業等々採択状況を見ながらやっていくとしかないかと思うのですが、具体的な数字というのは、今、述べられないかと思っております。すみません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

具体的な数字というのはないということですから、こつこつなのでしょうが、それにしても、例えば家庭用の、今、新しくいろいろなごみの廃棄のこと一つにしても、確かに本当にすごく大切なことだと思っております。家庭から出る生ごみというのは、今まで細かな数字ではないのですが、3割とか4割とかと言われてますから、確かにそういうものがきちんと確実に各家庭から処理されていくことはあれですが、それにしても大樹から、家庭から出るごみの、もし3割とか3割5分が生ごみで、そういう石油由来のものではなく処理していくのだとしたら、排出量ですとか、それに生じることの二酸化炭素の出ていく数字なんていうのも、もうしっかりと把握されていくべき時期ではないかと思うのです。10万5,000トンという数字で大樹町からの二酸化炭素が出ているということですので、けれどもそれは按分方式というのと数字をきちんと確実に積み上げていく方式で二酸化炭素の量を測って、排出量を測るような方法があるみたいですが、もうそういう按分でうちは何ぼですよということではなくて、もう私どもの今、環境省が言っている10万5,000トンが、ある一つの数字だとしたら、もう大樹町としても、排出源からここからはどれぐらいのものが出ているとか、家庭とか、企業とか、それから一緒かもしれませんが、自動車やいろいろとそういうものも把握できると思うのです。そういう取組、是非していただきたいと思っているの

ですが、どうでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

再生可能エネルギー導入計画というのを昨年つくった中で、産業部門あるいは民生部門、運輸部門、廃棄物部門という部門別に分析をして、量、それから今後どうしていくかということを検討してますので、議員言われた、今のようなことは、この中で取り組んでいるということでご理解いただければと思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。

今、いろいろ各町村の部分で、例えばの話ですが、もう道営住宅についても、そういう二酸化炭素の排出を意識した道営住宅というのでしょうか、そういうものの建設が始まっておりますし、又は別の町村では、例えば住宅だけの話をすれば、町営住宅としてそのような炭素の量が少しでも少なくなるような活動もされていると思うのです。午前中のまちづくり何とか会社ではありませんが、本当に世の中のスピードがどんどん速まっていますし、本当に炭素のことの部分も住宅担当係についても地域プロジェクトマネージャーの活用を考えているということのご答弁ですが、本当にその人がある程度の専門性なんかで、この方で本当に町の脱炭素の施策を任せていいのかどうかということもよくよく考えていただきたいと思っているのですが、そこら辺はいかがでしょうか。例えば国の事業なんかでも今の全国の100に入れるか入れないかはあれですが、何かそういう部分で国庫の補助事業でも何でも採択いただくということになれば、相当力を入れないと、補助事業なんかは採択にならないのではないかと考えていますが、そのような運営というか、執行のことはどのようにお考えなのでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

地域プロジェクトマネージャーに任せるとは言っておりませんが、地域プロジェクトマネージャーは支援をしてもらおうというか、補助的に考えておりますので、ここは担当課のほうと力を合わせながら、そういった補助事業のリサーチ等々、あるいは計画の作成等に支援をしていただくと考えております。補助事業といいますか、脱炭素の推進に関しては、脱炭素先行地域以外にもメニューはありまして、重点地域というのもございまして、そちらのほうとか、ほかにもいろいろメニューはあるのですが、そういったものの活用がうちの町としてできないかということは今、検討しているところございまして、そういったものを活用しながら、どんどん進めていきたいとは思っております。

スマート街区の事業につきましては、道の補助を頂いて、大変有利な事業でして、良かったと思っているのですが、例えば公共施設群というのが川南にもありますので、そういったところにまた同じようなことができないかということも考えております。そのときには、木質になるのかバイオガスになるのかというのは検討しますが、バイオガスの有効活用というのが地域を上げて考えていく課題だと思っておりまして、そういったことを一つ一つ取り組んでいきたいと思っているところであります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。すごい頑張ってもらっています。

前、同じ一般質問のときに、環境家計簿の話、前の町長のときでするので知らなかったということで勉強しますというお話いただいております。それから、例えばアースデーと言って世界的に、例えばある夜、電気を使わないで、世界中の人がエネルギーを大切にしましょうとかいうような、脱炭素の部分の炭素の量にしたら大変少ないことかもしれませんが、そういうこともお金のかからない脱炭素の事業でないかと思うのです。

いろいろ方法はあると思いますし、町長おっしゃっていただいたようなLEDのことですとか、それから補助事業、単独でできるかできないかは分かりませんが、電化製品なんかの冷蔵庫だとか、電気料の消費が少ないような、そういうことを一生懸命やっている町もこの近くにもあります。是非、やれることと言っておっしゃられていますので、そういうやれることを是非一生懸命頑張りたいと思うのですが、今の財政状況の中では、今お話ししたような小さなことというのは、単費で無理なのでしょうか。多少、今のお話をさせていただいたような中で取り組める方な事業があれば取り組んでいただきたいと思うのですが、そのような事業、いかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

ごみの減量という部分では、これは単独事業になろうかと思っております。生ごみ乾燥機の導入、あるいはコンポストの導入に対して補助して、これはいろいろな面があります。脱炭素のためだけではないのですが、ごみ処理の費用のこともありますし、資源ごみになるものをごみに出さないようにというのは、お金のかからないやり方ではありますが、そういったこともありまして、そういったところは恐らく単独事業になろうかと、補助事業があれば使いたいです、多分なさそうなので、そうなるかと思えます。

高効率家電の導入につきましては、補助をしているという町は、コロナの交付金のときに一度そういうメニューもありましたし、今やっておられるところは、恐らくですけども、脱炭素重点地域の指定を受けてやっているかと思えます。住宅の屋根に太陽光をつけるですとか、事業所につけるものに対しての補助も、私どもの町も10万円とかでやっているの

ですけれども、桁の違う金額でやっておられるのは、それは補助事業を使ってやっているのかなと思っておりまして、私どももそこに合致しないかというのは、今リサーチしているところでありまして、補助と絡めながらやれるところからやっていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。是非期待しております。

もう少し再生可能エネルギーのことについて若干質問させていただきたいと思っております。太陽光発電、大樹町でも十勝管内の一番の、たしかあときは一番目、群を抜いて高額補助して太陽光発電のパネルを頑張って普及した時期があるのですが、今は非常に太陽光発電そのものの補助額も少なくて残念だと思っております。なかなか限られた、屋根の上とか、街の中ではでしょうが、例えば農家なんかですと、本当に面積的にもあのパネルを設置することも可能ではないかと思うのです。今の太陽光発電なんかでも、例えば農家のような条件のいいところとか、それはもちろん漁家でも一緒だと思うのですが、市街地以外のそういう太陽光の促進、新しい太陽光パネルなんかも段々技術的に今出てきているみたいですが、そういう条件のいい太陽光パネルのようなところから再度前のように太陽光発電の振興をやっていくというような、そういうお考えなんかはないでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

先ほどの家電の導入と同様に、太陽光に対して大規模な補助をすれば、やはり補助事業の活用というものがないと、なかなか単独で導入するのは、大きく補助するのは難しいかと思っております。今、住宅リフォーム、あるいは新築に対してそういった再生可能エネルギーに対しての利用に関しての補助もメニューとしてはあります。額は大きくありませんが、その辺の額に関しては、補助事業とにらみながらということになるかと思いません。

今言われました農家とか条件のいいところでもっと大きなものが入れるのではないかというところは、確かに新しい、今日も何か出ています。垂直に立てる太陽光とか、あるいは塗料なり塗るような、曲がるようなものとかいろいろ出ておりまして、大きく変わる可能性があるとは思っては見ておりますので、注視しながら、いいものがあって導入できるものがあれば考えたいと思えます。ただ太陽光の、50キロワット以下だったらいのですが、それ以上になりますと、系統とかの、連結、それに関しては自由にならないというところがありますので、その辺も加味しながらなるのかと思っております。町としての支援というのは、先ほど言いました、補助事業をにらみながら考えていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

町長、新聞をきちんと隅まで読んでいただいて、うれしいです。

あと、大変、言い方が釈迦に説法で本当に申し訳ないのですが、大樹はそのような条件にないのではないかと考えていますけれども、石狩湾ですとか日本海なんかで洋上の浮き型のやつも今、多分稚内から西側の小樽までぐらいだったら、一応原子力発電所の100万ワットにしたら6基ぐらいのエネルギーがあるということで、大きな風車型の発電装置は非常に脚光を浴びているのですが、プロペラではなくて垂直のものに対してぐるぐる回転するような、大きな発電ではなくて、そういう風力発電も今あります。例えば航空公園を造るときに、一生懸命、何というのでしょうか、測候所というのですか、ああいう風力というのか、太陽のいろいろなことや、そのように何年も調査して、そうやってあそこに滑走路ができたのではないかと思うのです。是非大樹も海岸がずっとありますので、大きな150メートルもあるような大きな風車はちょっと無理としても、そのような垂直で何とか方式という、横文字で言えないですが、そのような非常に新しい形の風力発電も今、何か所か設置されておりますので、例えばそれ一辺倒に造ってくれとは言いませんので、旭浜、浜大樹のこの海岸線の風況状況を大々的でなくてもいいから、単費でもいいですので、そのような資源としてのものを発掘できれば、それはそれで儲けになると思いますので、そのような事業なんかも取り扱ってほしいなと思っているのですが風力発電の可能性についてお伺いしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

風力発電につきましては、稚内から日本海側の石狩湾に向けて、あそこは特別区域として指定をされております。可能性が高いということで、確かに風が強いということで、冬場は特に風が強いだろうなと僕らも思っております。私も、航空公園造るときに、では風を測ったのかというと、測っております。ずっと気象状況、気象のデータを取っております、風が少ないということで航空公園を造っておりますので、風力発電とは相反すると思っております。十勝地域、釧路、根室に関しては、どちらかといいますと太平洋側の気候ですので、日照がいいということで太陽光が多いですね。日本海側は風が強いということで風力が多いということですので、あまり適地ではないのかとは思っております。

過去に光地園のほうの山の高いところでそういったことができないかという民間企業の方が調査に入ったことがありましたが、やはり風が弱いということで断念したという経緯がございます。なので、風力にはあまり向いてないのかと思います。言われるように、小型の縦で回るようなものは、小さな発電としては家庭用には使えるのかもしれませんが、その辺はいいものが出ればということでアンテナを張っておきたいと思いますが、海の利用と言えば、海に浮かべる太陽光発電というのも今、何か出ているようですので、そういったものもよく見ておきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。期待しているのは、総合的な例えば林業なんかの今の木質なんかのバイオのボイラーですとかも一つ一つ可能性チェックしていただいていると思っております。多分、これからの世の中、よく難しいことは分かりませんが、国際環境デーは、多分ヨーロッパでは狙っております。きちんときれいなエネルギーで製品造らない自動車や、何とかや何とかは課税をして、そうやってバランスを取るようなことも、もしかしたらそういう時代になったとしたら、この町にもきれいなエネルギーできれいな工業製品、きれいな何々を作っていくって、ちゃんと輸出ができ、製品としても世界に認められる、そういう時代はすぐ来るのではないかと考えております。直接いろいろな今回の脱炭素だって航空公園と同じで、誰が町民で利益、私関係ないわと2050年でそうお思いの方もたくさんいるかもしれませんが、もうそんなこと、悠長なこと言っている時代も過ぎましたので、と僕は思っております。

町長にも最後、そのような全体的なことを含めて決意のほどを再度お願いして、これで終わりたいと思うのですが、どうぞよろしく願いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

確かに環境のことあるいはSDGsも含めてそういったこと、未来につなげることという部分では、最近といいますか、ここ十数年で急にクローズアップされてきているという危機感が出てきたと思っております。脱炭素のことは、もう過去数十年前から言われていることではあったのですが、何か人ごとのように聞いていた時代もあったかと思うのですが、さすがにここへ来て、国民で脱炭素のことを知らない人はいないだろうと思います。町民の方もアンケート時点とまたどんどん意識が変わってくると思いますし、特に中学生、高校生の若い世代の方々が自分達の将来に向けていろいろ考えることが現実のものとして捉えているのではないかと思います。そういったところの意識の醸成もさることながら、私どもも率先してそういった意識を持って、日々の業務にあたり、今後の脱炭素の取組についても可能なところからどんどんやっていくという心構えで取り組んでいきたいと思っておりますし、住民の皆さんからもアイデアがいただければいただきたいと思っております。

昨年作りました、この再生可能エネルギーの導入計画にありました、アドバイザーとして北大の石井先生という方をお願いしたのですが、先生のまとめとしましては、やはり日常からそういった対話を生活の中に溶け込ませて、皆さんが意識するということが大事ですということで、計画を幾らつくっても、やはり町民の皆さんがそういう意識を持たないと絵に描いた餅になりますということをお願いしておりますので、今後協議会もつくって活動しますので、その辺はしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

どうもありがとうございました。

○議 長

次に、10番、志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました文化協会の育成強化について、教育長に質問をいたします。

町内の文化協会は、長年にわたって活発に活動を行ってまいりました。しかし、近年、高齢化の進展に伴い、文化活動に参加する住民が少なくなってきました。

そこで、次の点について教育長にお伺いいたします。

過去10年間の文化協会加盟団体の推移についてお伺いします。

二つ目は、指導者養成について伺います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

志民議員ご質問の「文化協会の育成強化について」お答えをいたします。

1点目の「過去10年間の文化協会加盟団体の推移」につきましては、平成26年33団体、平成27年29団体、平成28年30団体、平成29年27団体、平成30年26団体、令和元年24団体、令和2年21団体、令和3年19団体、令和4年17団体、そして令和5年14団体となっております。

平成26年から新規1団体が加盟、20団体が休会・脱退をしております。20団体の内訳でございますが、休会が4、脱退が16ということでございます。

休会・脱退の主な理由は、会員減少により団体の維持・運営が困難になったためであると聞きしております。

2点目の「指導者養成等」につきましては、指導者となり得る地域人材の発掘、養成等が必要であります。

現在、様々な社会教育・文化活動において、特に青年層を中心に自主的な学習活動を促すよう、必要に応じて社会教育主事から指導・助言を行っております。その中でも、学習活動を進めていく過程において指導スキルを身につけ、指導者になるケースもございます。

今後、様々な社会教育・文化活動への支援といたしまして、各種研修会等への参加を進め、指導者の育成、資質向上に取り組んでまいります。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

この10年間の推移を見ましても、年々減少してきております。その主な原因として、会

員の減少、団体の維持運営困難ということですが、私も一部携わった身として、高齢化、一律にというのではなくて、60歳になって定年になったからということではなくて、今もう、65、70、75歳ぐらいまで働いていると、こういう現実が一方であるのです。単に高齢化でなくて、元気がなくなったわけではなくて、非常に元気に仕事はしているというのが一方ではですね。ただ、こちら側の文化協会なり、文化活動に参加する、これスポーツも同じなのですけれども、非常に減ってきているというのが肌で感じております。

そういうことから、特に私どもの考えですが、特に指導者のことに関してですが、先生がいないということは、やはり一番基本になってくるのではないかと思うのです。何か、先頭に立ってやる人がいなくなると、いや、もういいわというところでその会が休会したり、あるいは解散したりと、こういうことが、もうこの何年か前から私ども目にしております。そういうことから、この大樹町だけでこうだということではなくて、国全体として、平成13年ですか、文化芸術基本法も制定しております、それに基づいて国は文化芸術基本計画と、推進基本計画というのを立てております。それに伴って、各市町村も、都道府県市町村の教育委員会におきましても、その文化芸術推進基本計画の策定に努めると、こういうことになっていると思うのですが、その点についてはこの大樹町の教育委員会におかれましては、どのように策定を立てられているのでしょうか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいま議員からお話がありました芸術文化推進基本計画の策定ということでございますが、本町について現在づくりができていくかという、それはまだできておりません。そういう状況でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

推進基本計画を立てたからといって伸びていると、そんな単純なものではないのです。立てたからと言ってほかのところを見ますと、そういつてないところもあるということです。

しかし、今の特に高齢化社会の中で、町の第5期総合計画におきましても、特に学校教育と並んで社会教育の分野でこの文化芸術の分野では、価値観の多様化など団体に対する意識の薄れというのですか、薄くなってきているという一方で、自主的なイベントの企画が行われて、学習サークルの活動を行うようになってきていると。これらの自主的な活動を支援してまいりたいとなっております。この点についても、私どもも関係していくので一部改善していただいたところもあるのですが、さらにもう少し、是非積極的に教育委員会としてもこういう制度があるということを、町民、住民の皆さんにPRしていく、こういうことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

社会教育の育成強化に関して、積極的な情報提供という議員からのご質問でございますが、議員も参加していただいております各地域の団体、つまり自主サークル活動等については、長く教育委員会のほうでもその補助を進めているところでございます。ただ、それについて、件数がこちらで予算化しているよりも少ない応募という実態がございますので、これについては私どものPR周知もまだ十分ではないかなと思っておりますので、これまでと同様に、さらに広報紙、さらにはホームページ等活用しながら、積極的にその周知に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

ありがとうございます。周知徹底ということ言えば、私どもは最近、教育委員会の職員の方からアドバイスを受けまして、文化協会に加盟するのに非常にハードルが一時期よりも相当低くなってしまっていて、入りやすくなっているというのが私も最近分かりました。そんなことで、これはやはり多いにPRしていったらいいのではないかと考えているところで

す。また、各種いろいろな取組について助成金も手厚くしていただいていることは、もう私ども、肌で感じているところなのですが、ただ全体としての活動が低くなっているのと、やはり目標として国が定めている文化芸術推進基本計画、これを町としても立てていただくと、努力義務だから努力して、是非努力して立ててほしいということです。その目標がはっきり住民に示してほしいと私どもは考えますが、いかがでしょうか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

先ほど話が出てございました芸術文化の推進基本計画でございますが、他町村の設立の状況等も十分に情報収集しながら、そして私ども社会教育の中期計画を持ってございます。そういった中でも目標を定めているところでありますけれども、そういったものも活かしながら、具体的な計画の策定というところについても、今後調査・研究、さらに検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

最後になりますが、この特に文化芸術関係、何か非常に経済的に不況になったり、特に最

近ではコロナの問題で、こういうことになりますとなかなか取り組めない、弱まったりすることがあります。今回のご答弁をいただきまして、この令和2年とか、3年とか、4年になったら、何かその点についても1団体ずつ減ってきたのが、2団体、3団体、ずっと下がっているなど。ほかの要因もあるのでしょうか、そういうところに弱いというのと、あと私は聞いたのですが、ピアノ教室なんかをやっている先生に聞いたら、コロナに関していえば、持続化給付金なんかはなかなか申請しづらいと。もう少し、全ての手続がやりにくいというのではなくて、どうしてもそういう業種というのですか、その前に困っている人がわんさというわけです。いたわけです。最近回復してきたとお伺いしておりますが、これはもう、何ていうのですか、国柄というのがあると私は思っているのです。国家予算の中で占める文化芸術関係については、フランスが1割ぐらいあって、韓国でもやはりそれぐらいあると。日本は1%あるかないかと、こういうことですから、そういう点も、今回質問出してませんが、国に対して強かに伝えてほしいと私どもは思っているところなのです。社会的地位を今よりもどんどん上げていくと参加者も増えてくるのではないかと私は理解しておりますが、最後に教育長、お願いします。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

芸術文化の位置付け、価値についてでございますが、議員がおっしゃるとおり、私もまったく同感でございます。この芸術文化という活動につきましては、我々人間にとって、社会生活を営む上では必要不可欠なものだと思っておりますし、社会に潤いをもたらすものだと思っておりますので、これの振興につきましては、教育委員会としてもしっかりと取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

また、冒頭に議員がおっしゃいましたが、こういった文化協会の育成強化に関しては、議員が指摘されましたとおり、技術や知識を指導する指導者、これをいかにしていくかということもとても大事だと思っておりますし、それに加えること、各団体のリーダー、声をかけて、よし、やろうという会の中心になるような方、そういった方を育成していくということも大事なことかと考えてございますので、教育委員会ではそういった指導者の部分と団体のリーダーを育成するという部分でも、研修会でありますとか、助成、あるいは社会教育主事の活用等図り、教育委員会としても冒頭申し上げましたとおり、必要不可欠な芸術文化の育成について力を発揮してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

教育長、最後に何か私も言い忘れて、本当に人間形成上、この文化芸術、大変重要なことだと思っております。私どもも同じ気持ちでございます。是非その点について、今後ともよ

り一層のご奮闘を期待いたしまして、私の質問、終わります。
以上でございます。

○議 長
休憩します。

休憩 午後 1時50分
再開 午後 2時00分

○議 長
休憩前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を行います。
3番、辻本正雄君。

○辻本正雄議員

先に通告いたしました健康増進室の利用について、町長にお伺いいたします。
町では、高齢者保健福祉推進センター「らいふ」にフィットネス器具を設置し、住民の健康維持・増進を図る目的で健康増進室を開設しているが、コロナ禍により様々な影響を受けたと推察する。

そこで、次の点についてお伺いをします。

- 1、コロナ前と現在の利用者数の比較について。
 - 2、世代別利用者数について。
 - 3、時間帯別利用者数についてをお伺いいたします。
- よろしく願いいたします。

○議 長
黒川町長。

○黒川町長

辻本議員ご質問の「健康増進室の利用について」お答えをいたします。

1点目の「コロナ以前と現在の利用者数の比較」につきましては、令和元年度の利用者数は1,559人でした。コロナ感染拡大の影響で利用休止の期間があった令和2年度は1,245人、令和3年度は1,129人に減少しました。令和4年度は1,317人に増加し、令和5年度の上半期も同程度の利用者数で推移しております。

2点目の「世代別利用者数」につきましては、利用時に記入していただく利用者名簿には、年齢の記載欄を設けていないことから、正確な年代は把握できませんが、20代から80代の幅広い年代の方が利用しております。

3点目の時間帯別利用者数につきましては、令和4年度の1日平均利用者数は5.4人で午前が1.5人、午後が0.8人、夜間が3.1人となっております。また、季節によって1日の利用者数に差があり、1月は8.7人、7月から9月は3.2人となっております。

以上でございます。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

ありがとうございました。今、令和元年を基準とした場合に、2年で300名ちょっと、そして3年には430名、そして4年には240名までに減少が収まったということで、また5年に関しても同様な状況だということで、徐々に回復しているのかと思っているところですが、実際町では利用者数、これの目標数値というか、ニーズを把握してどれだけの人数が来ていただきたいというような数値目標があるのかないのか、まずお伺いしたいと思います。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

健康増進室の利用者数につきましては、目標数値は特に設けてはございません。実人数は、年間大体70人から80人程度で推移しておりまして、大きくコロナ前と現在と変化はないと捉えております。定期利用される方が少ないと、延べ利用者数が減少するというところで、例えば年間100回利用する方が転出したり利用する回数が減少したりすると、大幅に利用者数の減とはなっております。ですが、実際の実人数はそう大きく変動しておりませんので、この程度が維持できればいいかなと思っております。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

今、基本的にはニーズを把握していないということではありますが、私は最近、よく道路、ウォーキングをしている方、又はジョギングをしている方、非常に目につくわけですが、そういった方々がこれから冬期間に向けてそういった運動の機会がなくなる、滑るとか、あとはそういった道路状況のことでできなくなる。

これ3点目にもあるのですけれども、1月は非常に利用者が多いということなのですが、これに関して実はある住民の方から、実は運動したいが、最近熊の出没等でなかなかウォーキングもできないという話を聞かされて、確かに市外の、郊外のほうに行きますと、8月になりますとトウモロコシが非常に壁のように大きく成長しまして、本当に熊がどこから出てきても分からない、そういった事情もありまして、運動不足になっているということをお聞きいたしました。そういったときに、今、健康増進室、せつかく5種類の器具を用意して開設しているわけなのですが、この健康増進室の認知、啓発とか、そういったことはどのようになされているかお尋ねしたいと思います。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

トレーニングルームの周知につきましては、町のホームページや、転入者の方に配布するパンフレットですとか、町内の施設見学時でのご紹介、若しくは健診事後指導の場合に運動してみたいという方には、らいふの健康増進室のご紹介をしております。

以上です。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

今、私も納得がいったのですが、意外と子育て世代がこの増進室の器具があって運動する施設がある、そしてどういった器具が設備されているということを結構認知しているのですが、従来そういった子育ても終わった世代の方から高齢者ぐらいまでの方、高齢者に関しては2番目にもありますが、20代から80代が幅広い年代で利用されているということなのですが、高齢者に関しては社会福祉協議会のふまねっととか吹き矢クラブとか、そういった方々の介護予防ということで、強制的に運動する機会を、チャンスがあるわけですが、意外と勤労者、20代から定年間近な方、定年されて間もない方、こういった方々の運動の機会が意外とこの増進室の運動の機会が少ない。そして意外と認知もされていないという話を聞くのですが、今、ネットとか、ホームページとか、それから健診等で告知していることでありますが、やはりもっと幅広い年代の方にこの増進室の器具、あるいはそういった健康増進室を開設して、ましてやこの開設場所、夜間もやっているということで、勤労者にも使いやすい施設だと思っておりますので、是非そういった招致活動、もっと強くしていただきたいと思っておりますが、その辺いかがでございましょう。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

勤労者の運動の機会が少ないというのは、もっともだと思います。そういった点では、仕事の後、一汗かきにこの健康増進室の器具を使っていただくということ、町民の健康のためにも大切なことかと思っております。今、わざわざ警備員も置きまして、夜遅くまで、9時までですか、使えるようになっておりますので、この有効に使っていただくような方策というのは広報紙等とも通じてPRをして、どうぞお使いくださいということをしていきたいと思っております。今まであまりここをPRするという場面が、探せば載っているという感じなのですが、積極的にPRしていきたいと思っております。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

ありがとうございます。なるべくこういったいい施設があるのですから、こちらからアプローチをして運動の機会を、またそういったニーズに応じていくというのは、基本的には生

活習慣予防あるいは認知症予防というのは広く知られておりますので、是非よろしく願いしたいと思っております。

それから、実はこの施設において、昨年、持続化補助金を利用して、ウォーキングマシンというのですか、トレッドミルを導入して、大変最新の機械が導入されているわけですが、それ以外は実は時代遅れで見た目が悪いかと。やはり今後、たくさんの方に利用してもらうためには、古い機械、機能としてはまだ何とかなるのでしょうかけれども、最新の機械、更新を希望したいと思うのですが、その辺は今後はいかがされるか、できればお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

ウォーキングマシンにつきましては、電動のものが2台ということで、大体2台あれば間に合うということで新しいのが入っておりますが、ほかのものは、あまり壊れないものですから長く使っているという状況であります。状態も見ながら、最新のものというのは、またいろいろな機能がついていたり、使いやすかったりするものもあるのかと思っておりますので、その辺の作用を見ながら、予算の範囲の中で検討してみたいと思っております。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

ありがとうございます。

近年、本当に健康志向の高まりということもありまして、地元の健康増進室が分からなくて、遠隔の、近くで言えば帯広市、また南十勝にもあるのですが、そういった民間の有料施設に通う、あるいは市の設置した健康増進室、そういったところに通う、またジムに通う、そういった意味では非常に地元においても意識の高い人が非常におられるのですが、そういう人達がやはり近くでこういった施設を利用して健康増進に努めていただくという方がいいのかと思っております。

また、地元のそういう人達が、高齢者から、それから20代から80代まで健康に気をつけていただいて、そういった意識を強く持って介護予防費の抑制あるいは医療費の抑制につながる、そういったことが健康増進室のいい目的であろうかと思っております。そういった意味では、今後もこの健康増進室、期待しているところでありますが、私が1点思うのは、この増進室、高齢者保健福祉推進センターなのですが、ここの名前が「らいふ」という愛称がついているのですが、健康増進室という名前が何か、古い器具しかないのかなというイメージがするのですが、これをフィットネスルームとか、また少し読み方を変えて今の若い人達という、そういった幅広い年代に親しまれるような名前にしてはどうかという考えがあるのですが、いかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

言われるように、確かに健康増進室というよりは、フィットネスルームとかフィットネスセンターとか、そういったほうがイメージしやすいということですので、検討してみたいと思います。名称の変更はそんなに難しいものではありませんので、担当課と打ち合わせてみたいと思います。

○議長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

ありがとうございます。

それとまたもう1点、この増進室、今後さらに利用を高めるために、これは次年度というか第6期の総合計画にもつながるのかと思いますが、こういったフィットネス、健康のために運動をする、あるいは最近はやりの筋肉を増強するという、そういうことをした後は、実はシャワーなりあるいは風呂、入浴施設があると非常に便利ということも考えられます。そういったときには、現在、大樹の公共浴場が大変老朽化しているということで、6期の総合計画の中ではこういった位置付けになるのか分からないのでありますが、将来的にはもし可能であれば、こういった健康増進室、健康の器具をそろえたところと、それから浴場、そういうのが一体となれば、さらに温泉に入る人、入浴する人も増え、またフィットネス、健康増進室を利用する人も相乗効果が得られるのかなとも考えられるのですが、その辺、6期の総合計画のときに視野に入れていただければと考えているのですが、その辺いかがでございましょう。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

長いスパンで考えなければならぬと思っております。公衆浴場のことにつきましても、かなり老朽化しているというところで、現状は小破修繕で何とか使っているという状況でありますので、風呂の在り方、公衆浴場の在り方と福祉センターの会館の老朽化も進んでいるということでは、そういった集会施設と、それから高齢者の住宅も先のお話も出てますけれども、ああいったものとか組み合わせていろいろ考えなければならぬと思います。その中で、今言われましたフィットネスと入浴施設と一緒にやるといいという部分も、十分そうだと思いますので、その辺も含めて今後の検討の中の材料にしていきたいと思っております。

○議長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

ありがとうございます。こうやって健康増進室が今後広く町民に、住民に認知されて有効活用されることによって、住民が健康で安心して生活できる、そういった大樹町であればい

いなど期待しているところであります。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

次に、11番、菅敏範君。

○菅敏範議員

先に通告してありました日高山脈襟裳国定公園の国立公園化について、町長に考え方を伺いたいと思います。

日高山脈襟裳国定公園の国立公園化は、十勝・日高管内の関係市町村による要望から十数年が経過した、この取組を経て、来年、令和6年度内に実現する状況だとなっています。

管内の関係市町村は、国立公園化で知名度が一層高まり、新たな観光客が十勝を訪れることを期待し、既存の観光資源の整備と有効活用などで、観光客の誘致に結びつける検討を始めていると聞いているので、大樹町としてもどんな視点で国立公園化に対応していく考えなのか、下記について町長に伺います。

1点目は、大樹町の国立公園対象地は、保護又は利用のどちらに軸足を置くと考えているのか。

2点目に、新たな観光客誘致に既存の観光資源をどのように関連付けていく考えなのか。

3点目は、登山者等に対応する環境整備や改善をどのように考えているのか。

4点目は、名称や日高山脈の魅力発信で、関係市町村との連携はどこまで進んでいるのか。

5点目は、観光協会・商工会等の関係機関との協議はどのように進めていく考えなのか。よろしくをお願いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

菅議員ご質問の「日高山脈襟裳国定公園の国立公園化について」お答えをいたします。

日高山脈襟裳国定公園の国立公園化につきましては、現在、環境省において公園計画書等のパブリックコメントが実施されており、来年夏頃の指定に向けて手続が進められているところです。

1点目の「大樹町の国立公園対象地は、保護又は利用のどちらに軸足を置く考えか」につきましては、日高山脈は地殻変動を受けて形成された非火山性連峰を基盤に、原生的で手つかずの自然環境が広がり、シマフクロウやクマタカなどの生態系の上位種や希少種の生育地にもなっていることから、適正な保護が必要だと思っております。一方で、自然について知識を深めたり、自然体験の場として利用促進を図っていくことも必要だと考えております。

2点目の「新たな観光客誘致に既存の観光資源をどのように関連付けていくのか」につきまして、国立公園に指定されるタイミングで観光地として注目度が高まると考えられます。

で、新たな観光客誘致に向け、本町の特色である宇宙を基軸に、自然やアウトドアなどを活かした体験型・滞在型の観光商品造成に取り組んでいきたいと考えております。

3点目の「登山者等に対応する環境整備や改善をどのように考えているか」につきまして、現在、本町側から利用できる登山道はない状況で、登山者を受け入れる環境にはなっておりません。国立公園化に伴い登山者の増加が予想されますので、適切な情報発信や安全対策などが必要だと考えております。

4点目の「名称や日高山脈の魅力発信で、関係市町村との連携はどこまで進んでいるか」につきましては、名称につきましては、観光客などに国立公園の位置を認知しやすくするためにも「十勝」の名前を加えるよう十勝圏活性化推進期成会から国に要望しております。また、日高山脈の十勝側6市町村で構成する十勝・日高山脈観光連携協議会において、国立公園化に向けたパンフレットや動画の作成、遊覧フライトツアーの実施など、十勝から日高山脈の魅力を発信する取組を進めております。

5点目の「観光協会・商工会等の関係機関との協議はどのように進めていくか」についてですが、国立公園とタイアップした商品開発や情報発信など観光客の満足度を高めることができる取組について、観光協会や商工会と協議する場を設けていきたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

この国立公園化につきましては、当初、2021年度末に全国で35番目の指定となる予定だったはずでしたが、諸般の事情で2年以上遅れている状況にあります。この間、関係市町村で多くの議論がありましたし、今も進んでいると承知をしています。大樹町の中では、内部、外部の議論が少なかつた気がしますが、特に十勝の管内においても、大樹町は非常にこの公園を利用するというポジションからいうと、非常に厳しい条件下に置かれていると私は思っています。ですから、個人的には国立公園の意図する保護と、利用で言うと、日高山脈全体、そして特に大樹の管内については、保護を優先しなければいけないような条件が全体的に多いのではないかと承知をしています。

町長から適正な保護が必要だということでもありますから、そこは今後、できれば適正な保護というのはどの辺を指すのか。それから利用のほうで言うと、自然に対する知識を深めるというのは、対象は町民向けなのか、他町村も含めてなのか。それから自然体験の場として利用促進を図っていくということになりますと、具体的な策として第6期の総合計画の素案の中では、体験型メニュー、滞在型の観光ということが一つの目玉になっています。そういう意味からいうと、適正な保護と、これから利用に向けての議論がまだ進んでいないとすれば、その議論のポイントになる部分があればお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

日高山脈の大樹町エリアにつきましては、ペテガリ、ポンヤオロマップ等々があるのですが、大変厳しい自然状況であるということで、一般客が利用できる場所が極めて少ないと新聞報道でも言われておりまして、正直なところ私も日高山脈登ったのはアポイ岳だけありまして、ほかの山には登ったことないのですが、特にポンヤオロマップあるいはペテガリを登るといふ方は、なかなか相当な上級者でないとかかえれないのかなと思っているところでもあります。そういったところで、国立公園化でどんどん人を入れようということにはなかなかならないのかと思います。

適正な保護という部分では、今、生態系のこともございますが、開発に十分注意しながら保護を優先しながら考えていくべきかと思っております。ただ、利用というか、せつかく国立公園になっているわけですから、山の頂までに行かないまでも、例えば私どもの町にはカムイコタンキャンプ場があったり、歴舟川が日高山脈から流れている、大変自慢の川があるわけでありまして、こういったものを利用しながら、あるいは日高山脈の麓などを利用しながら、いわゆるロングトレールとかフットパスとかいう体験型のもの、あるいはアドベンチャートラベルというのが今年、アドベンチャートラベルサミットが北海道で開催されましたけれども、こういったお客様のニーズというのが結構ある。観光地において、風光明媚を眺めるというだけではなくて、そこの生活やら習慣やらを体験するアドベンチャートラベルというのが今注目されていて、そういったものにこの大樹町は日高山脈を含めて海もありますし、いろいろなそういうアドベンチャートラベル的なものが向いているのではないかということで、今、地域おこし協力隊の方もネイチャーガイドを目指してやっておりますが、そういったことでの活用というのが期待できるのではないかと思っております。

また、先ほど申しましたが、関係6市町村で協議会を設けておりまして、その中でいろいろイベント等も、パンフレットを作ったり、イベントも行っております。チャーター飛行機で上空から眺めるなんてこともやっておりますので、こういったものが商品化されるということもあろうかと思っておりますので、観光は小さなエリアで考えるのではなく、面で広く大きく考えないとならないと思っておりますので、そういった部分でもこの6市町村での取組に参加しながら取り組んでいきたい。アドベンチャートラベル的なものを商品開発等々、そういった体制を整えるようなことを取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私も町長が言われた考え方にほぼ同じ考えであります。その条件から見て、日高山脈は登山を主体でいうと国立公園に該当する日高山脈の大樹の管内は、登山をすることも一つの利用であります。この景観を離れた場所から優れた景観を望むことは可能でありますし、その源流から流れ出る日本一の清流歴舟川を舞台にして、例えば上流から太平洋までのカヌーだとか、それから言われましたカムイコタンを含む、一定程度上流でのキャンプ、上流

部における溪流釣りとか、そういうものを今後観光客誘致のメニューとかには考えられているのでしょうか。伺います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

今、当町に日本旅行株式会社から職員の方が1名来ていただいておりますのと、それから先ほど言いました地域おこし協力隊の中でネイチャーガイド的なことを目指している方がおります。そういった方々のお力も借りながら、優れた自然環境があるわけですし、優れた景観があるわけですので、そういったものを活かしながら、このアドベンチャートラベル的なものを発展させていきたいと思っております。宇宙との組合せという部分では、例えば子ども達が小さなロケットを作って、実際にロケットを航空公園、スペースポートで飛ばすということの体験もしながら、その背景には日高山脈が見えるわけでありまして、そういったところの日高山脈も国立公園ですばらしいのですというような紹介もしながら、この地を好きになってもらうということも大事かなと思います。

景観という面で言えば、富士山が見えるマンションは高く売れたりしますよね。そういった部分で、この日高山脈を眺められる風景がよくてこの大樹町に越してこられた方もおりますので、そういったところは強くPRしていきながら、移住定住にもつなげていきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

2点目の新たに指定される国立公園の魅力、否でも応でも他町村のPRも含めて、先ほど町長が言われましたパンフレット、中にも大樹町の魅力はという箇所があれば、何かが入ります。そうすると、全国的にやはり知名度が上がりますして、観光客が訪れる可能性は高まるのではないかと思います。それとマッチングした滞在型・体験型メニューとして、例えば、今大樹が求めている宇宙のロケットの打ち上げだとか基地、そしてそれに今持っている観光資源と国立公園とのタイアップをした2泊3日とか、それから3泊4日は長いですから、そういうような1泊2日とか、そういうメニューの中にそれを組み入れていく、そういうことは実際には考えているという理解でよろしいのですね。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

考えております。既に昨年も修学旅行で学校の子ども達が、札幌でしたか、からおいでになりまして、実際にロケットを打ち上げるということも日本旅行を通じて実際に行っております。これを是非商品化してということで、実は以前に、数年前に、コロナ前のある程度の形までいったのですけれども、コロナで一旦途絶えまして、今それを復活させているとい

うことでございます。これからはさらに宇宙のメニューに加えて国立公園の日高山脈の麓だということを強くPRしながら商品開発をしていきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

3点目の登山者等に対する環境整備や改善について伺いたいと思います。

登山者対策の関係なのですが、回答の中では、本町側から利用できる登山道はない状態で、登山者を受け入れる環境にはなっておりませんということなのですが、実は、以前は登山道は、ペテガリ岳登山道はありました。それから、大樹町管内の登山として名前が知れているのはペテガリ岳、神威岳、ソエマツ岳だと私は承知をしているのですが、実際には全国の山岳誌とかいろいろな情報誌によりますと、上級者に一番好まれる山としては北海道の日高山脈の大樹町管内というのは、これは位置付けなのです。そこは、人が足を踏み入れたことがない箇所が多く、誰も走破をしていないコースが残っているから、それを我々は挑戦するというのが多いです。ですから、町長が言われました登山道が僕もあるかないかというのは、特別大きな課題ではないと思います。ただ、残念なことに、あったものが全く使えない状況だとか、それから道路が例えば登山口のそばまで行けないという状態もありますので、やはり国立公園化されると、いろいろな山岳雑誌や何かでPRされたりします。その辺については、町として誤った情報は行かない、適切な、適正な情報という中では、その辺に対する対応、関係市町村との連携で何か考えているようなものを持っていますか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

令和3年に帯広自然保護官事務所とやり取りをしている記録がございます。大樹町からポンヤオロマップ、中ノ岳からペテガリに至る縦走路について、歩道が位置付けられているのですが、現在、夏道はなく、利用者もほとんどいないと思われましてということで、ハイマツが覆って、もう通れない状況になっていますということで、ただそれに対して利用が少ないので、今後直す計画はありません、環境省的にはないですというお答えが来ております。町がやるという意味も示しておりませんので、そのままになっていると思うのです。ですから、過去にはあったが、今使える状況にはないという状況かと思えます。これについて、言われえるように、ここにも上級者が僅かに訪れている状況だということで、かえって道のないところに行くほうが好きだという方も上級者にはおられると思いますので、そういう方々が走破しているのかと思います。

そういったところなものですから、私どもでどう対処していいのかというのは今後の課題かとは思っているのですが、いろいろニーズがあったり、危険であったりする場合には、危険がないことはないと思うのですが、特に非常に危険な場合は何か注意喚起をするとか、あるいは環境省でこうやって把握しておりますので、ここから情報が発信されて誤った情

報というのは行かないのかなとは思ってはいるのですが、その辺は確認しながら注意を払って、誰でも登れますみたいなパンフレットがあれば訂正していただくようなことは必要かと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

登山客が増えると、今、報道等で一番心配されているのはごみの問題とトイレの問題があります。ここは今、町長が言われました一部の人のことでもありますけれども、国立公園化になると、その辺の制約の関係で今後環境省とそこは何か対策を、対応について詰めていく考え方はお持ちでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

状況を見てということになるのかなと思うのですけれども、やはり思ったよりも、今まで、以前よりも人の入りが多くなって、ごみも見受けられるという状況であれば、何らかの対策を考えなければならぬかと思っております。ただ、今の状況でほとんどめったに人が来ない、上級者の方はある程度心得を持っているかと思しますので、環境的に汚れることがないようであれば見守っていこうかという気はしておりますが、状況を見てということになろうかと思えます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。

それでは、4点目の名称の関係について伺います。

十勝の期成会が強く求めていた日高山脈襟裳国立公園に「十勝」を入れるというのが、ある程度以前からほぼ環境省に了解を得たニュースもあったのですが、もう半年ちょっとぐらいで国立公園化がスタートするという状況にあるのですが、十勝という名称が入ることは内々に確定しているのか、本決まりなのか、その辺の状況についてはいかがですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

先日の報道で、来年の夏にも国立公園指定という記事が出ておりましたが、そこでも名称は伏せられております。私どもが聞いているのは、環境省においてはまだ名称に関しては決めていないと伺っておりますので、確定しているとか、そのようには聞いておりません。未定と聞いております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、先ほどの回答にもありました十勝の関係6市町村でパンフレットや動画を作成中ということでありましたけれども、その中でもそこはまだ未確定の状況にあるという理解をしたいと。町長に伺いますが、このパンフレットの中に一定程度の大樹町の持ち分というか、スペースがあったりしてそこはどういうPR的なものが含まれているのか、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

ページ数的には、十勝全体の地図等々がありまして、中身的にも各町のPRとして、見えるでしょうか、3コマ、ここに3コマPRが載っております。そのほか、VR体験と言って、スマホでQRコードを読み込んだら、日高山脈が画像で見えるという部分では確認してございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

最後に5点目の地元の観光協会や、それから商工会との協議についてお伺いします。

現時点では、詰めた議論がされていないという認識をしていますが、これから残された期間でもって、地域の活性化、新たな観光客の誘致に向けて、観光協会や商工会とどのような詰めた議論をしていくかについて伺いたいと思いますが、例えば宿泊施設だとか、それから滞在型・体験型メニューを進めるとなれば、ガイドの養成とか、そういうことも考えていく、議論の中で進めていく考えをお持ちでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

商工会、観光協会とは、この日高山脈の国立公園化についてということでの議論というのは、あまりまだされてないかと思います。6市町村で連携して行っている事業等々もありますので、それらも組み合わせて、今、試行段階というところもありますので、これが段々事業化してくれば、観光協会のメニューの中にも取り入れられることもあるのかなと思っております。

ガイドの養成につきましては、町独自で、本人が独自で勉強しながらやっているという状況で、町としてはその応援をしているということでございます。

国立公園化だけでなく、トカプチ400というサイクリングロード、十勝をぐるっと回る、この指定もされております。これは既にされているのが、そこにも大樹町入っております。

すので、そういったところの取組もありますし、国立公園化のこともあります。思いつきなのですが、中札内あたりでもう既にやっておりますが、町内で日高山脈の写真をすごく愛して撮ってやられる方もおられますので、そういった方の日高山脈の写真展みたいなのもやって、道の駅などで展示をして機運を盛り上げるということなどだったらできるかと思っております、そういったことも観光協会とも協議していきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

現状ではこれから残された期間の議論を詰めていきたいということで理解をしますが、最後に必要によっては環境省の担当者などを講師に招いた、保護はどうか、利用がどうか、それからどういう制限があるのかなどについての勉強会を開催することも考えていくということではできませんか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

講師を招いての勉強会、私も日高山脈のことを長く大樹に住んでいる割にはあまりよく知りませんので、是非それは、開催してみたいと思っております。これから調整してみたいと思っております。そういったことで啓発を、機運を高めていく、あるいは日高山脈にもっと詳しくなるということは非常に大事だと思いますので、是非考えてみたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ありがとうございました。

冒頭も申し上げましたが、国立公園化になる大樹町の管内の自然というのは、非常に原生的な自然が多いということで、保護が重視をされるのではないかと個人的には思っております。そのことを強くというか重く受け止めて、地域の要望に応えながら、利用もしていくという、その方向で、是非今後残された期間、議論を深めていただきたいということをお願いして終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議 長

本日の日程は、全て終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。

延会 午後 2時48分

令和5年第4回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月8日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議案第 69号 令和5年度大樹町一般会計補正予算（第6号）について
- 第 3 陳情第 2号 大樹小学校、大樹中学校のクーラー設置に関する陳情について（審査報告）
- 第 4 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1番 播間章浩 | 2番 寺嶋誠一 | 3番 辻本正雄 |
| 4番 吉岡信弘 | 6番 船戸健二 | 7番 杉森俊行 |
| 8番 西田輝樹 | 9番 安田清之 | 10番 志民和義 |
| 11番 菅敏範 | 12番 齊藤徹 | |

○欠席議員（1名）

- 5番 西山弘志

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------------|-------|
| 町長 | 黒川豊 |
| 副町長 | 松木義行 |
| 総務課長 | 吉田隆広 |
| 総務課参事 | 杉山佳行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊勢厳則 |
| 企画商工課参事 | 菅浩也 |
| 住民課長 | 水津孝一 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 | |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 清原勝利 |
| 保健福祉課参事 | 瀬尾さとみ |
| 保健福祉課参事 | 明日見由香 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 奥純一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 楠本正樹 |
| 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 | 牧田護 |

<教育委員会>

教 育 長

学校教育課長兼学校給食センター所長

沼 田 拓 己

井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長

農業委員会事務局長

穀 内 和 夫

瀬 尾 裕 信

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

係 長

佐 藤 弘 康

木 田 悟 史

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

9番 安田清之君
10番 志民和義君
11番 菅敏範君

を指名いたします。

◎諸般報告

○議長

ここで、議長より諸般の報告をいたします。

理事者より、追加議案の提出がありましたので、昨日12月7日に開催した議会運営委員会での審議に基づき、本日の日程第2に追加しておりますので、報告いたします。

◎日程第2 議案第69号

○議長

日程第2 議案第69号令和5年度大樹町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第69号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町一般会計補正予算(第6号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ7,708万5,000円の追加でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第69号令和5年度大樹町一般会計補正予算（第6号）について説明させていただきます。

今回の補正予算は、昨年より引き続く物価高騰対策として、低所得世帯や子育て世帯に対して給付金を交付するための事業について計上するものでございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

民生費、社会福祉総務費、低所得世帯への支援給付金事業、職員手当等から負担金、補助及び交付金まで5,298万8,000円の増。財源は特定財源、国道支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,445万2,000円と一般財源1,853万6,000円で、物価高騰により影響を受けている町内に在住する低所得世帯に対し1世帯7万円を交付する費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、児童措置費、子育て世帯物価高騰対策給付金事業、役務費及び負担金、補助及び交付金で2,409万7,000円の増。財源は全て特定財源、国道支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、物価高騰により影響を受けている町内に住所を有する18歳以下の子どもがいる世帯に対し、子ども1人当たり3万円を交付する費用について予算の計上をお願いするものです。

以上で、合計で補正額7,708万5,000円の増、財源は特定財源で、国道支出金が5,854万9,000円の増、一般財源が1,853万6,000円の増となるものでございます。

次に、第1表 歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額87億237万8,000円、補正額、3款民生費で7,708万5,000円の増、補正後の歳出合計87億7,946万3,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額87億237万8,000円、補正額、15款国庫支出金と20款繰越金で7,708万5,000円の増、補正後の歳入合計87億7,946万3,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

それでは、提案理由の説明が終わりました。

本件の審議にあたっては、同一議件に対する質疑を3回までとする会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入は一括してこれを適用することにしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの決定のとおり、議事を進めます。

初めに、事項別明細書9ページ、10ページ、3款民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、事項別明細書7ページ、8ページ、歳入について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

最後に、歳入歳出全般について、確認漏れがあれば質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第69号について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第69号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 陳情第2号

○議 長

日程第3 陳情第2号大樹小学校、大樹中学校のクーラー設置に関する陳情についてを議題といたします。

委員会における調査が終了しておりますので、報告を求めます。

総務常任委員会委員長、杉森俊行君。

○杉森総務常任委員長

今定例会において、当委員会に付託された陳情第2号大樹小学校、大樹中学校のクーラー設置に関する陳情書について、12月5日、委員会を開催し、審議した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

今年は、生命に危険を及ぼすような猛暑が続き、北海道においても熱中症警戒アラートが発令されました。伊達市において児童が熱中症で亡くなるという痛ましい事故も起きてしまいました。

現在、大樹町の小中学校には、保健室と一部の教室にしかエアコンが設置されておりません。熱中症による子ども達の事故を未然に防ぐためにも、小中学校の普通教室、特別教室、職員室等へのエアコン設置に対して、委員会において全会一致で採択すべきものとなりましたので、報告いたします。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程第4 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

会議規則第74条の規定に基づき、各委員長からお手元に配付したとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、今定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和5年第4回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時12分